

令和 7 年 定 例 第 2 回 市 議 会 会 議 録 (第 2 日)

令和 7 年 6 月 18 日 午 前 9 時 30 分 定 例 第 2 回 市 議 会 を み や ま 市 役 所 議 場 に 招 集 し た。

1. 応招議員は次のとおりである。

1 番	諸 富 正 也	9 番	前 原 武 美
2 番	三小田 智 裕	10 番	上津原 博
3 番	黒 田 清 隆	11 番	荒 卷 隆 伸
4 番	河 野 一 仁	12 番	瀬 口 健
5 番	森 弘 子	13 番	中 尾 眞智子
6 番	奥 蘭 由美子	14 番	中 島 一 博
7 番	吉 原 政 宏	15 番	宮 本 五 市
8 番	古 賀 義 教	16 番	牛 嶋 利 三

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	久 保 井	千 代	係	長	高 野	志 乃 扶
参 与	田 中	裕 樹	書	記	池 田	祐 司

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市 長	松 嶋	盛 人	総 合 政 策 課 長	村 越	公 貞
副 市 長	森 田	泰 平	介 護 支 援 課 長 兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	山 下	優 子
教 育 長	藤 岡	育 代	福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 副 所 長	野 田	英 一
総 務 部 長	枇 嶋	晋 治	商 工 観 光 課 長	垣 田	智 章
企 画 部 長	坂 本	生 治	都 市 計 画 課 長	石 橋	豊 裕
保 健 福 祉 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	田 中	聡 美	学 校 教 育 課 長	松 尾	郁 代
市 民 部 長 兼 市 民 課 長	松 藤	典 子	社 会 教 育 課 長	村 井	美 和
環 境 経 済 部 長	岡	俊 幸	指 導 室 長	姉 川	左 希 子
建 設 都 市 部 長	城 戸	邦 宏	総 合 政 策 課 長 補 佐 兼 シ テ ィ プ ロ モ ー シ ョ ン 係 長	池 末	洋
教 育 部 長	堤	則 勝	介 護 支 援 課 長 補 佐 兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 係 長	安 部	千 津
消 防 長	北 嶋	俊 治	学 校 教 育 課 長 補 佐 兼 学 校 教 育 係 学 務 担 当 係 長	高 木	美 和
総 務 課 長	平 川	貞 雄	介 護 支 援 課 高 齢 者 支 援 係 長	甲 斐 田	直 樹
財 政 課 長	大 坪	康 春	企 業 誘 致 推 進 室 長	本 木	祐 司

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（1日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席 番号	氏 名	
1	1	諸 富 正 也	1. 「不登校児童生徒」の取り組みについて
2	12	瀬 口 健	1. 中学校の在り方と山門高校の存在・躍動するみやま市へ 2. 給食死亡事故の損害賠償請求提訴の件
3	13	中 尾 眞智子	1. 民間雇用型地域おこし協力隊の積極的活用とその受入れ態勢の構築を
4	4	河 野 一 仁	1. 市長のまちづくりについて 2. 教育長の教育方針について
5	6	奥 蘭 由美子	1. 終活を通じた権利擁護支援を

午前9時30分 開議

○副議長（前原武美君）

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ち、議長におかれまして、所用により欠席をされておりますので、地方自治法第106条の規定により、副議長の私のほうで進行をさせていただきます。

日程第1 一般質問

○副議長（前原武美君）

それでは、日程第1. 一般質問を行ってまいります。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行ってください。

具体的事項が複数ある場合でも、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問していただきますようお願いいたします。

また、会議規則第62条に基づき、市の一般事務の範囲外にわたる質問や通告していない質

問がないよう、通告書に沿って質問を行ってください。

なお、会議規則第55条の規定のとおり、発言は全て簡明にされるようお願いをいたします。
同じく執行部につきましても簡明な答弁をお願いいたします。

それでは、ただいまより一般質問をお願いします。順番に発言を許します。

まずは、1番諸富正也君をお願いします。

○1番（諸富正也君）（登壇）

皆さんおはようございます。1番議員諸富正也でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、主題を本市の不登校児童・生徒の取組について、一般質問をさせていただきます。

子供を取り巻く環境は、少子化、核家族化、デジタル化、グローバル化、価値観の多様化など、昨今の社会的背景によって大きく変化してきています。近年は、子供の不登校、長期欠席や、自殺、虐待、さらには子供の貧困についても増加傾向にあります。そのため、複雑化する問題に対し、社会全体として包括的に子供を支える取組が必要です。子供や若者の権利が保障され、健やかな成長を社会全体で後押しすることで、将来にわたって幸せに生活できる社会を形成し、子供たちが自分の能力を生かしたり、希望をかなえたりすることができる社会をつくることで、未来の担い手を育てることにもつながります。子供や若者の視点に立ち、子供にとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映する社会ビジョンが必要です。全ての子供が権利を保障されながら幸せに暮らし、健やかに成長できるよう、社会全体で後押しする取組も必要です。

2023年度、令和5年度の全国不登校、長期欠席の小・中学生は34万6,482人で過去最多。小学生13万370人、前年度比2万5,258人増、中学生21万6,112人、前年度比2万2,176人増です。いずれも11年連続の増加で、不登校、長期欠席の小・中学生数は30万人を突破し、35万人に迫っています。小学生の不登校、長期欠席数は、平成25年度の約5.4倍、中学生約2.2倍に増加しています。その理由として、コロナ禍の影響、児童・生徒の登校意欲が低いままの継続や教員不足の現状では、子供に必要な支援や配慮が不足しがちなものも影響しているとの指摘もあるようです。

一方、高校生の不登校、長期欠席も前年度より8,115人多い6万8,770人となっております。都道府県別の不登校児童・生徒数は、福岡県、小学生7,328人、全国5位、中学生1万820人、全国6位、高校生3,587人と、全国6位となっております。在籍する児童・生徒全体に占め

る不登校児童・生徒の割合、令和５年度は全国平均で小学生2.1%、約47人に１人、中学生6.7%、約15人に１人であり、計算上では中学校ではクラスに２人から３人程度は不登校、長期欠席の生徒が存在することになり、既に不登校、長期欠席は珍しいケースではなく、誰にでも起こり得るものと考えたほうがよい状況です。

このような状況を踏まえて、２点についてお尋ねします。

具体的事項１、本市の令和６年度の不登校児童・生徒数とその状況についてお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症による長期の休校や学校行事の変容など、児童・生徒を取り巻く環境の大きな変化によって、全国的にも不登校児童・生徒の急増が問題視されておりますが、本市においても急激に小・中学校における不登校児童・生徒が増加していると思われます。不登校児童・生徒の現状についてお聞かせください。

具体的事項２、不登校生徒の支援体制についてお尋ねします。

令和６年度は新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行し、小・中学校における学校生活も従来の姿を取り戻しつつあるという状況であります。不登校児童・生徒の個々の実態に応じた支援体制を整える必要があると考えますが、本市の取組状況をお聞かせください。

以上２点について御答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（前原武美君）

藤岡教育長。

○教育長（藤岡育代君）（登壇）

諸富議員の不登校児童・生徒の取組についての御質問にお答えをいたします。

まず１点目、不登校児童・生徒を取り巻く現状と課題でございますが、本市の不登校児童・生徒の現状は、令和４年度から令和６年度の間に不登校数が1.2倍と増加しております。全国と同じように増加傾向にございます。不登校の出現率で見ますと、令和６年度は、全国の不登校の出現率3.7%に対し、福岡県が4.3%、みやま市が4.1%と、全国、県とほぼ同等の状況となっています。

課題としましては、不登校児童・生徒が増加傾向にあること、そしてまた、一人一人の個に応じた多様な学びを推進していくことが課題と考えています。

次に、２点目の不登校児童・生徒の支援体制についてでございます。

教育委員会では、個々の児童・生徒が直面している問題や状況、一人一人の特性や背景に合わせた支援を行うために、本市の特徴的な取組として児童・生徒の居場所づくりとＩＣＴ

を活用した学習支援を行っております。

児童・生徒の居場所づくりにつきましては、学校内では教室に入りづらい児童・生徒が安心して登校し学べるように、空き教室、それから、保健室などを活用して、学習面や心理的なサポートができるような環境を整えています。

また、文部科学省が推進する学校以外での教育支援センターの機能を備えた適応指導教室「さくら」では、適応教室指導員及び教職員経験者、スクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフなどが常駐して、登校復帰を目指して児童・生徒の学習支援や心理的なサポートに当たっています。

令和6年度の適応指導教室「さくら」の状況を少しお話しします。

入室者は小学生8名、中学生12名となっており、学習のサポートだけではなく、小規模なグループでの学習や社会的スキルを身につけることができるように、保護者や学校、関係機関を招いた文化祭の開催などの文化的な行事や、ルフラン見学、ミカン狩りなどの収穫体験活動、社会教育課と連携したスポーツなどを実施してまいりました。

このような取組を続けた結果、ここ数年、学校復帰した児童・生徒や、少しでも学校に行けるようになった児童・生徒が増加しております。

令和6年度におきましては、入室している約8割の子供が学校復帰、もしくはチャレンジ登校ができるようになっております。

さらに、本年度は、山川中学校と連携して、適応指導教室「さくら」と山川中学校が行き来できるようにすることで、児童・生徒が学校の雰囲気慣れ、安心して登校できるよう、学校復帰に向けて段階的な支援を行っているところです。

次に、ICTを活用した学習支援でございます。

学習面をサポートするために、1人1台のタブレット端末を活用し、授業の様子をオンラインで配信したり、学習内容が分かるような授業後の板書を写真で送ったり、ドリル学習を行うなど、児童・生徒のニーズに合わせた支援を行っています。宿題や課題などのやり取りなども行い、個に応じた学びが学校以外の場所でもできるよう支援体制を整えているところでございます。

今後は、不登校児童・生徒の支援体制について、学校内での環境整備と、適応指導教室「さくら」の体制整備を強化して、個々の実態に応じた支援のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（前原武美君）

1 番諸富正也君。

○1 番（諸富正也君）

御答弁ありがとうございました。

では、具体的事項ごとに改めて質問をさせていただきます。

具体的事項1、本市の令和6年度の不登校児童・生徒数とその状況についてお尋ねします。

不登校児童・生徒数、長期欠席児童・生徒の内訳についてです。不登校、長期欠席とは、文部科学省の定義によれば、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由によるものを除いたものとされています。本市の不登校児童・生徒数は何人に1人の割合でしょうか、小・中学校別にお聞かせください。また、不登校、長期欠席が小学校から中学校と続いているケースも見られるのか、お聞かせください。

○副議長（前原武美君）

姉川指導室長。

○指導室長（姉川左希子君）

お答えさせていただきます。

まず、不登校児童・生徒の割合の小・中別ですが、令和6年度小学校では、全児童に対して2.6%、中学校では全生徒に対して7.1%の現状になっております。

また、不登校が小・中と続くことが多く見られるのかという御質問に対しては、一人一人の個人の状況や環境によって異なっております。おっしゃられるように、小学校から中学校に続くケースや、逆に環境が変わり登校できるケースもございます。

教育委員会としましては、様々なケースに応じて、小学校から不登校兆候が見られる子供にはしっかり目を向けて個に応じた対応を心がけているところです。

以上です。

○副議長（前原武美君）

1 番諸富正也君。

○1 番（諸富正也君）

不登校、長期欠席が小学校から中学校とずっと続いているケースがあり、逆に登校できる

ケースもあるなど、様々な状況であることを認識させられました。不登校児童・生徒の増加の傾向として、一般的に小学校を卒業した中学1年生、このタイミングでの環境の変化、学習内容の変化、こういったものから不登校児童・生徒が増加する、いわゆる中1ギャップという問題がありますが、この問題に対する対策はされているのか、お聞かせください。

○副議長（前原武美君）

姉川指導室長。

○指導室長（姉川左希子君）

では、お答えさせていただきます。

中学校へのスムーズな移行のために、みやま市ではキャリア教育の一環として小・中・高連携を密に取っております。特に中学校区におきましては、中学校の先生が小学校に来て授業をしてくださるといった交流授業や、情報共有も定期的に行っております。また、子供たちも中学生活に慣れるために、中学校で行われている合唱コンクール等に参加するなど、中学生に憧れたり、中学生生活をイメージしたりできる取組を現在も続けております。その結果、中学校になっていきなり不登校になるというケースは少しずつ少なくなってきておりますが、先ほども申しましたように、小学校から不登校兆候が見られる子供をより細かに今支援をしているところです。

以上です。

○副議長（前原武美君）

1 番 諸富正也君。

○1 番（諸富正也君）

小学校、中学校が連携した様々な取組を行っておられる。情報共有、意見交換等、小学校と中学校の間で行われ、取り組まれているということを認識しました。不登校、長期欠席の原因、要因として、コロナ禍による生活の乱れ、学校生活での人間関係の構築の困難さ、学校への不適応などが挙げられると思います。悩み事などをすぐに相談できる体制づくりを整え、児童・生徒が困り事、悩み事を抱えていないか、いち早く気づくためにも、教育相談、日頃の様子、観察等を1人ではなく複数の教員で行う組織的な対応も望まれます。

今後の課題として、不登校、長期欠席の要因を深く理解し、各家庭の状況に合わせた支援体制を構築していくことが重要であると思われます。居場所づくりや相談できる環境を整備し、また、学校や民間団体などが連携して支援することも必要と考えます。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、日常の生活が戻って行く中で、子供たちが様々な悩みを抱えたり、困難な状況に置かれたりしています。子供たちをめぐる環境が変化する中で、不安や悩みを相談できない子供たちがいる可能性があること、子供たちの不安や悩みが従来とは異なる形で現れ、一人で抱え込んだりする可能性があることも考慮する必要があります。引き続き周囲の大人が子供たちのSOSの早期発見に努め、組織的対応を行い、外部の関係機関等につなげて対処していくことが重要です。不登校児童・生徒全ての学びの場の確保、チーム学校での支援、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを推進していく必要があると思います。

次に、具体的事項2、不登校児童・生徒の支援体制についてお尋ねします。

本市のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置状況、支援の内容についてお聞かせください。また、全ての不登校児童・生徒に対して定期的な面談、家庭訪問、保護者との面談もされているのか、お聞かせください。

○副議長（前原武美君）

姉川指導室長。

○指導室長（姉川左希子君）

では、お答えさせていただきます。

配置状況としまして、みやま市ではスクールカウンセラー6名、スクールソーシャルワーカー2名で取り組んでおります。

また、スクールカウンセラーの支援内容としまして、児童・生徒への相談、助言はもちろん、保護者や教職員の相談助言も行っております。さらに、校内における教育相談や学校での研修会、会議等にも入っていただき、学校全体で不登校生徒にきめ細やかな対応ができるように助言等を今いただいているところです。

ソーシャルワーカーの支援内容ですが、福祉的な専門の知識を生かしていただき、個別の状況に応じた対応を行っていただいております。具体的には、子供や家庭への訪問、面談はもちろん、市の子ども子育て課と連携をしたり、学校内のケース会議に参加していただいたりと、児童・生徒に置かれた環境に働きかけたり、関係機関や学校との連携を図ったりする対応を行っていただいております。

また、保護者や子供の面談は行っているかという御質問ですけれども、こちらのほうは子供や御家庭の状況に応じて定期的に面談を行っております。一人一人状況が違いますので、

連絡を取り合いながら面談等を継続しているところです。

以上です。

○副議長（前原武美君）

1 番諸富正也君。

○1 番（諸富正也君）

次に、適応指導教室「さくら」は、学校の復帰だけではなく、社会的自立も加えて、学校の復帰及び社会的自立のための指導、支援を行い、少しでも家庭に閉じ籠もることを防ぐために、まずは適応指導教室「さくら」に入室して、様々な体験活動や学習を通して社会的な自立を促す。その上で、本人の気持ちが学校復帰に向かえば、学校復帰を目指して支援されるなど、御尽力されていると伺っています。また、小・中学校にて空き教室、保健室を活用し、別室登校ができるようにされ、不登校、長期欠席及び不登校兆候の児童・生徒の居場所づくりに努めておられるとお聞きしています。適応指導教室「さくら」の入室学年に制限、条件はあるのでしょうか、また、小・中学校に在籍する児童・生徒から申込みがあった場合には、全ての入室を許可しているのでしょうか、お聞かせください。

○副議長（前原武美君）

姉川指導室長。

○指導室長（姉川左希子君）

適応指導教室「さくら」の入室に制限条件はあるかということですが、そこらはございません。全ての生徒・児童を受け入れております。入級前には必ず見学や体験を通してもらったり、また、入級後の過ごし方について、学習の進め方についてなど、子供や保護者と十分に話し合いを行っております。そして、少しでも安心して入級できるような状態にして、個に応じた対応を行っていただけるように、面談等を行いながら入級という形を取っております。

以上です。

○副議長（前原武美君）

1 番諸富正也君。

○1 番（諸富正也君）

本市では、小・中学校に在籍する全ての児童・生徒から申込みがあった場合には、全て体験入室、あるいは保護者との面談を経て入室を決定している。小学校1年生からでも入室対応可能ということで、他の自治体、市町村では、小学校低学年の児童・生徒は受け入れない

と言われ、制限条件があるとお聞きします。小学校低学年と中学生では対応が全く違うと思いますので、適応指導教室「さくら」の適応教室指導員及び教職経験者、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの大変な部分もあるかと思いますが、改めて御尽力をされている、不登校児童・生徒の個々の状況を見極めながら、保護者とともにお声かけをしている状況であると認識をさせられました。先ほどの答弁で、適応指導教室「さくら」の体制整備の強化と言われましたが、具体的に考えている内容についてお聞かせください。

○副議長（前原武美君）

藤岡教育長。

○教育長（藤岡育代君）

先ほど私の答弁の中で、適応指導教室「さくら」の体制の強化ということを申し述べました。現在、本市では適応指導教室「さくら」が機能して、学校復帰への道筋ができつつあります。そこで、今後も不登校対策を適応指導教室「さくら」を中心に進めていきたいというふうに考えております。多様な対応が今後必要になってくるかと思えます。このように個々の多様な子供たちに個々の対応を充実させるために、それから、いろんな活動の場、子供たちが体験を通して学ぶことが多くございますので、活動の場を広げるためには、やはり専門的な人材の確保が必要でございます。あわせて、今、さくらのほうがちょっと手狭になっておりますので、場所や教室の充実など、施設面の充実なども強化していく必要があるかと考えているところです。

以上です。

○副議長（前原武美君）

1 番諸富正也君。

○1 番（諸富正也君）

事前に頂いた資料に、令和6年度適応指導教室「さくら」では、学校復帰した児童・生徒や少しでも学校へ登校できるようになった児童・生徒が増加し、入室している約80%の児童・生徒が学校復帰、もしくは学校へチャレンジ登校できるようになっていると明記されていますが、何か特別な取組、支援体制を構築されているのか、お聞かせください。

○副議長（前原武美君）

姉川指導室長。

○指導室長（姉川左希子君）

では、お答えします。

大きく3点あると考えております。

まず1点目は、適応指導教室「さくら」の役割について学校と共通理解が進み、学校との交流が充実してきたことが挙げられます。学校から先生方が「さくら」の様子を見に来てくださったり、学校の様子を話に来てくださったりしております。また、適応指導教室の先生方は学校生活に少しでも慣れるように、子供と一緒に学校行事に参加してくださったり、チャレンジ登校に付き合ってくださいたりしております。最近行った取組で申しますと、山川中のほうでNHKとコラボした防犯教室がございました。そちらのほうに、小・中校種関係なく、また学校も関係なく、「さくら」に通っている子供たちが一緒に参加するなど、そういった取組も行っております。

2つ目としまして、タブレットを使ったオンライン学習を進めていることも挙げられると思います。子供たちが学校の雰囲気やイメージをタブレットを通して常時見ることができ、学校のイメージを常に持ちながら過ごすことができるようになったことも挙げられると考えております。

最後3点目ですけれども、適応指導教室「さくら」の人間関係が良好になってきたことも挙げられると考えております。「さくら」では、みやま市内の学校の子供たち、学年、学校関係なく児童が通っております。その中で学習や体験を行っていくことで、集団への希望、そして、集団生活をやっていく自信が少しずつつながってきたのではないかと考えております。

以上のように、学校に対する不安感を少しずつ取り除き、学校への垣根を低くする取組を今後も継続して行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（前原武美君）

1 番 諸富正也君。

○1 番（諸富正也君）

適応指導教室「さくら」に入室している児童・生徒が一人でも多く学校復帰、もしくはチャレンジ登校ができるように、引き続き個々の実態状況に応じた支援をよろしくお願いします。

不登校、長期欠席傾向のある児童・生徒に関する支援ニーズを早期発見するため、1人1

台端末タブレット等を活用して、児童・生徒の見えにくい声を可視化して、教師が児童・生徒の不安や生活リズムの乱れ等に気づくことができる環境整備や、オンライン相談、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの関係機関との連携による教育支援体制の充実など、個々の不登校児童・生徒の状況を適切に把握し、多様な支援の実施が求められています。また、不登校児童・生徒の早期支援のためには、その保護者への情報提供や相談支援が重要であることを踏まえ、不登校、長期欠席でない児童・生徒も含めた全ての児童・生徒の保護者に対して、児童・生徒が不登校、長期欠席となった場合の相談支援に関する情報提供に努めることが求められています。児童・生徒1人1台の学習用端末タブレットを活用して、不登校児童・生徒の支援体制が可能なのか、教えてください。

例えば、授業の様子をオンラインで配信、スクールカウンセラーによる不登校児童・生徒及びその保護者とのオンライン面談が可能かどうか、お聞かせください。

○副議長（前原武美君）

姉川指導室長。

○指導室長（姉川左希子君）

先ほどの1人1台タブレットの活用でオンライン配信やカウンセラーによる面談が可能かという件ですけれども、ただいま適応指導教室「さくら」では、ネット環境の整備も行っており、実際にオンライン授業も行っております。そのようなオンラインで配信して学習を受けるということは可能になっております。また、子供たちの状況に応じて、学校の行事、朝の会などもオンラインで参加をしたり、タブレットで学習を進めたりしている状況です。

また、スクールカウンセラーによる不登校児童・生徒及び保護者とのオンライン面談が可能かということですが、これは実際ネット環境もそろっておりますので、可能です。しかし、実際のところやっぱり面談というところは直接会って話したいというケースがただいまのところほとんどです。

以上です。

○副議長（前原武美君）

1 番 諸富正也君。

○1 番（諸富正也君）

学習用端末タブレットはオンライン授業の受講や学習アプリを活用することで、自宅学習をサポートする効果的な手段です。また、学校とのコミュニケーションツールとして生徒の

状況をリアルタイムで共有することもできます。不登校児童・生徒とオンラインで顔を見ながら話ができるようになり、学級担任との信頼関係が深まり、心理的な側面からの支援につながり、オンライン授業に参加することで学習支援の充実を図ることもできると思います。入学式、卒業式や学校行事の様子をオンラインで配信、朝の会、帰りの会、また、学級会、学級活動の話合いにオンラインで参加できる等、児童・生徒の実態状況に応じた支援をお願いします。

次に、不登校特例校、学びの多様化学校を設置する考えはないかについてお尋ねします。

学びの多様化学校とは、不登校児童・生徒のために、学校の枠組みにとらわれず、児童・生徒一人一人のニーズに合わせた学びの場を提供する学校のことです。以前は不登校特例校と呼ばれていましたが、2023年に文部科学省によって名称変更されました。

令和6年4月開校、大分県玖珠郡玖珠町、玖珠町立くす若草小中学校、小中一貫校、小学生9人、中学生8人が通われています。近隣では同じく、令和6年4月開校、大牟田市立宅峰中学校ほしぞら分校、夜間中学校19人が通われています。直近では、福岡県糟屋郡宇美町、2022年、令和4年3月25日、ワンヘルスの推進に関する宣言をされています。本年4月、宇美町立原田小学校ハピネス分校、宇美南中学校ハピネス分校、小中一貫校ということで町のエデュケーション総合支援センターの2階に開校されています。この学校では、子供たちの状況に合わせた登校時間やカリキュラム、それに学習方法を柔軟に決めることができ、教室には一人で学習できるスペースも設けられています。小学生7人、中学生19人が通われ、学校経営の柱にワンヘルス教育を取り入れられています。不登校児童・生徒の急激な増加に伴い、何らかの形で具体的な対応策として一番に文部科学省のほうで提案をされています。学びの多様化学校は文部科学省が全国に300校設置することを目指しており、2025年、令和7年度は4月時点で全国58校が設置されています。2023年、令和5年度の24校から大きく増加しております。本市では学びの多様化学校を設置するお考えはないでしょうか、お聞かせください。

○副議長（前原武美君）

姉川指導室長。

○指導室長（姉川左希子君）

では、現在みやま市では、適応指導教室「さくら」が学びの多様化学校と同じような働きを持っています。この適応指導教室「さくら」は、先ほども申しましたが、学校間や小・中の壁を越え、個に応じた学びができるようにしています。登校時間や学習内容も

子供とともに話し合い、1日の過ごし方を決めたり、目標を立てて取り組む学習内容を決めたりしております。また、子供が少しでも学校に行きたいという気持ちがあれば、話し合いながら短時間でも行けるように適応指導教室のスタッフと一緒に登校するなど、チャレンジ登校のサポートも行っています。運動会や社会科見学、ワンヘルスの体験学習など、さくらの子供たちも学校での体験ができるように声をかけ、そういった行事には行って、少しでも体験ができるように今取り組んでいるところです。

今後も学びの多様化学校と同じような働きを持っている適応指導教室「さくら」で個々の対応が充実できるように、委員会としても努めてまいりたいと考えております。

○副議長（前原武美君）

1 番 諸富正也君。

○1 番（諸富正也君）

不登校、長期欠席については、個々の児童・生徒それぞれ様々な心情、状況、背景があり、支援の方法は様々です。現在、その中でも不登校児童・生徒の多くが自宅を居場所としているのが現状です。支援の第一歩として居場所づくりが必要であるということは理解しています。不登校児童・生徒の学びの場を守っていただきたい、また、確保していただきたい、ぜひさらに充実させてください。様々なニーズや特性を持つ子供が身近な地域においておののライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つこと、また、どこにも居場所がない子供が生じないようにすることが大切であり、多種多様な居場所を提供し、できるだけ多様な居場所を持てるよう支援し、学校、家庭、地域が連携、協働することにより、地域社会との様々な関わりを通じて、子供が安心して活動できる居場所づくりを推進していきたいと考えております。本年4月に就任されました藤岡教育長に、本市みやま市の子供たちへメッセージをお願いします。

○副議長（前原武美君）

藤岡教育長。

○教育長（藤岡育代君）

私も時々適応指導教室「さくら」のほうに子供たちの様子を見に行くことがあります。そこで子供たちと話をすると、子供は安心できる環境では自分を表現して生き生きと活動している姿が見られます。だから、私としてはそういう子供たちが安心して学べる環境をつくっていくことが大きな使命だというふうに思っています。議員さんのほうから子供たちへの

メッセージということでございますが、私は子供たちに学び直しのチャンスはどこでもあると、どこからでも学べる、いつからでも学べるということを伝えていきたいと思っています。それから、教育長として全ての子供にそういう学べる環境をつくっていくよということを約束したいというふうに思っています。

以上です。

○副議長（前原武美君）

1 番諸富正也君。

○1 番（諸富正也君）

御答弁ありがとうございました。

では最後に、松嶋市長は長きにわたり教職に携わっておられました。私も教え子の一人です。子供を一人の人間として尊重し、その成長をサポートされ、子供の個性や自主性を尊重し、共に考え、信頼関係を築き、目標に向かって頑張れるよう環境を整え、尽力されたと思います。同じく本市みやま市の子供たちへメッセージをお願いします。

○副議長（前原武美君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

メッセージということでございます。諸富議員、大変すばらしい質問ありがとうございました。私も実は40年近く学校の教員として不登校のお子さんとかかなりの数関わってまいりました。諸富議員の質問の中にもありましたように、特にコロナ禍を経る中で、本市の不登校児童・生徒の増加につきましては大きな課題であると考えております。私も長年、先ほど申し上げました教員生活の中で関わってきた不登校のお子さん、家庭環境も様々、そして、子供たちの思いも様々、原因はと言われると、原因は本当に複雑に入り込んでおりまして、一つ一つひも解いていってもなかなか解決できない。そして、その子供たちと接する中で、なかなか自分を出し切れていない、話せない、そういうお子さんをたくさん見てまいりました。その中で、やはり一歩でも子供たち、親、先生、また周りの友人関係が話せる環境になるということが私はまず第一歩かなと思っております。その上で、ようやく自分を出して、そして、外に向かっていけると、そういう環境づくりが必要であると思っております。

その中では先生たちも日々苦悩して家庭訪問等もやっていたらっしゃるでしょうし、私もしてまいりましたし、親御さんとの会話も当然なされていると。ただ、なかなかそこら辺のと

ころがすぐには解決できなかったというのが私の感想でございますが、これは粘り強くやっていかないといけないと思っています。特に子供たちに願うことは、やはり目標を持つ、やりたいことをやる、なりたいものになるということをしかり心の中に芽生えてもらうことが大切だと思っておりますので、そういう意味も含めていろんな情報を子供たちには伝えていくことが必要だと思います。

その中で、先ほど教育長、また、学校教育のほうからも説明がありましたように、いろんな方策を使って子供たちとコンタクトを取り、その中で、子供たちの心にちょっとでもそういう火がつけば、その火をさらに広げていけば、そういう意味でのタブレット端末であり、スクールソーシャルワーカーでありますとか、スクールカウンセラーでありますとか、また、適応指導教室「さくら」でありますとか、いろんな部分の取組が必要だと思っております。そういうことも含めて、総合的に学校のほうと連携を取りながら、また、家庭と連携を取りながら、子供たちに一歩でも前に出ていってもらいたい、進めてもらいたい、外に出て自分を出してもらいたいという気持ちがいっぱいでございます。そのためには、将来の目標を何らかの形で早く見つけていただく、そして、やりたいことをやる、なりたいものになる、そして、自分の自己実現に向かってほしいという気持ちでいっぱいでございます。

また、今後も不登校児童全ての学びの場の確保に向けて、教育委員会とともに連携しながらしっかり進めてまいりたいと思います。またあわせまして、みやま市の全ての子供たちが健やかに成長し、夢や希望を持ち、その実現に向けて切磋琢磨しながら自らの未来を開いていってほしいと願っております。市といたしましても、全力で支援をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。長くなりました。失礼いたします。

○副議長（前原武美君）

1 番 諸富正也君。

○1 番（諸富正也君）

御答弁ありがとうございました。

子供は未来を担う大切な存在であり、社会全体にとって重要な役割を持っています。不登校、長期欠席は、取り巻く環境によってはどの児童・生徒にも起こり得るものと捉え、児童・生徒、個々に応じた支援を行うことが重要です。支援に際しては、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会に自

立することを目指す必要があります。また、児童・生徒によっては不登校、長期欠席の時期が休養や自分を見詰め直す等の積極的な意味を持つことも理解をしています。

一方で、不登校対応では一人一人に寄り添いながら不登校、長期欠席となった要因を見極め、適切な支援が必要であり、今後は学校内外において児童・生徒が安心して過ごせる居場所づくりなどを学校復帰や社会的自立に向けた取組を検討しなければならないと考えます。また、不登校児童・生徒を生まないための教育活動の工夫も重要であると考えています。本市、みやま市の子供たちのこれからの未来が夢と希望に満ちあふれたものになりますようお願いして、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（前原武美君）

お疲れさんでした。

ここで一旦休憩をいたします。再開は10時35分再開です。

午前10時18分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（牛嶋利三君）

お待たせいたしました。今日は一般質問のトップバッターとして、諸富議員のほうから質問がっておりますが、ちょっと私事で大変皆さん方に御迷惑かけましたけれども、副議長に代わっていただいて、本日の一般質問、1人目の諸富議員を消化していただいたところでございます。休憩を挟みまして、これより早速、2人目、瀬口議員の一般質問を続けてまいりたいと思います。

それでは早速、瀬口健君、一般質問を行ってください。

○12番（瀬口 健君）（登壇）

こんにちは。早速ですが、時間がございませんので、質問に入らせていただきます。12番議員の瀬口でございます。議長の許しを得ましたので、中学校の在り方と山門高校の存在・躍動するみやま市へということについて一般質問をさせていただきます。

教育長につきましては4月に着任されたばかりで、よろしくお願ひしたいと思いますが、何か答弁されよったときはにこにこしてあるから、相当うれしかですかね。よろしくお願ひします。

質問の趣旨を申し上げますと、現在のみやま市の人口、約3万4,000人、合併してから約1万人の減少をしております。出生数も147名と、ますます減少する子供たち、こういう中

で、小学生、中学生、高校生が、このみやまの地で、みやまの地というのが主になりますが、目標や夢に向かって力強く羽ばたき、躍動してほしいというものでございます。

しかし、概要に示しておりますとおり、他市の中学校に入学する人が多く、それを回避するためには、中学校の部活の改革が必須であると思います。山門高校の存在も欠かせないというものでございます。

では、1問から3問までの質問に入らせて、詳しく質問の内容を述べさせていただきます。

質問1の、他市の中学校を選択する理由は何かと。また、理由の一つである部活の改革について伺いいたします。

躍動するみやま市づくりへ欠かせない中学生が他市の中学校へ入学しております。この人数は、概要に示しているとおり、近年5か年で101名です。残念なことでございます。

スポーツ、文化芸術、人それぞれにそれぞれの夢に向かって進むのは当然のことですが、これがなぜ他市の中学校でなければならないのか。本市の中学校は魅力がないとも受け取れますが、理由は何か。この減少を止めたいと思いませんか、どうですかということで、まずこれをお伺いいたします。

次に、クラブ活動の改革についてですが、他市の中学校へ行く理由について私なりに調べてみたところでございます。

中高一貫校なので高校入試がなく、楽である、やりたい部活動がない、学力の高い中学校へ行きたいなどの理由があったわけでございます。

この中で、この現象を回避するためには、一貫校など相当な無理がございますので、すぐにでも手がけられるのは、部活動の改革であります。私の調査結果も部活動関連がウエートを占めております。

人数が少なく、部活動が成り立たないとよく聞きますが、合同や集合体でチームづくりをすれば、幾種もの部活動が成り立ちますが、なぜ今まで取られなかったのか、お尋ねをいたします。

また、部活動員7名に、将来の目標や夢は何かと聞きましたところ、1名だけが高校で活躍して有名になりたいと、はっきり目標を言ってくれたところでございます。僅か7名の答えでございますが、目標や夢を持って活動している人は少ないのではないかと思います。

合同や集合体でのチームから選抜チームを編成し、少しでも上の大会に出られるような体制を築けば、部活動の活性化が図られ、目標や夢ができ、それに向かって羽ばたく姿が見ら

れると思います。

これは例でございますが、山川中の部活出身の女子バレー選手、国内ではもちろん、オリンピックでも大活躍をされております。この女性のことは皆さんよく御存じのことと思います。声を大にして言いますが、山川中の部活出身でございます。夢のある部活動に改革したいとは思いませんか。

次に、2問目のクラブ活動の地域移行への思いや考えについてお伺いします。

文部科学省は、部活動の地域移行を掲げており、2031年度までには全ての部活動の移行を目指すとしております。既に移行中の市もありますが、ここでは市としておりますけれども、今日の新聞を見ますと長洲町、これも今移行をしているということでございます。本市は今後どのように展開されていくのか、現時点でのお考えをお聞きいたします。

さらに、本市唯一の山門高校のさらなる活性化、中学生がこぞって志願する高校への取組支援について質問をいたします。

山門高校は運動部、文化部ともに活発に活動されております。水泳部や陸上部は九州大会や全国大会に出場され、アナウンス部は県大会で優勝されております。

一方、みやま市の大きな政策であるワンヘルス事業への積極的な取組や、J R瀬高駅待合室の活用、各種イベントへのボランティア活動、さらには小・中学生の学習支援などなど、みやま市への貢献度は絶大であります。しかも、卒業生の学校への好感度、これは97%と、存在感のある高校だと理解をしております。

しかしながら、近年の入学志願者数に陰りを見せる心配な点もあります。

校長先生は人員確保のため、中学校への挨拶回りで忙しい日々を過ごされております。来年度から私立高校授業料の無償化が実施されます。そのため、公立高校離れが危惧されており、さらに厳しい状況が予想されます。

市唯一の高校であり、みやま市の中学生が目指す高校でもあります。市への貢献度も考えますと、このまま放っておくわけにはまいりません。さらなる活性化を図るために人員確保などなどの支援行動を起こされてはいかがでしょうか。

以上、教育長の御見解をお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

藤岡教育長。

○教育長（藤岡育代君）（登壇）

瀬口議員の中学校の在り方と山門高校の存続・躍動するみやま市への御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の他市中学校を選択する理由は何かについてでございますが、市外の中学校に行った過去数年の割合につきましては、約5%程度となっております。近隣市の状況から見ても、高いものとはなっておりません。

個人面談や保護者とお話をさせていただく中で、市外の中学校を選ばれる主な理由としては、子供たち自身や保護者の新しい人間関係を求めたい、新しい自分を見つけたいといった御意向があるようでございます。

教育委員会としましては、本市の中学校が子供たちや保護者から一番に選ばれる学校になるために、小中連携やキャリア教育に力を入れて取り組んでいるところでございます。

特に、小中連携では、小学生が中学校の合唱コンクールの練習風景を見学したり、参加したりするなどして、中学校への憧れやチームワークの大切さを実際に学ぶ体験や、小学校において、中学校の先生による出前授業を行い、中学校での授業を体験し、自分のよさや特技を生かして、この中学校で頑張りたいという目標を持つことができるような学習活動を行っております。

このように、小学校での体験などを通じ、市内中学校の魅力を発信しているところでございます。

次に、2点目のクラブ活動の地域移行への思い、考えについてでございますが、スポーツ庁が示します学校部活動の地域移行の内容は、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保、充実させ、地域展開を図ることで、地域クラブ活動の活性化につなげていき、併せて教職員の働き方改革の観点も踏まえているものでございます。

現在、教育委員会の学校教育課を中心に、ワーキング会議を設定し、近隣の状況や先進地事例などを検討しながら、本市の学校部活動の地域移行について方向性を模索しているところでございます。

今後は社会教育課と連携しながら、教育部内での検討会議を重ね、外部団体や有識者などから構成される推進協議会の設立を目指してまいりたいと考えております。

次に、3点目の本市唯一の山門高校のさらなる活性化についてでございますが、本市唯一の高校であります山門高校の活性化については、議員がおっしゃるように、教育委員会としても願っているところでございます。

まず、学校教育では、キャリア教育の大きな柱として、小中高連携を進めております。特に山門高校との連携を中心として、中学生だけではなく、小学生のときからの連携も図っております。小・中学生が進路を考えるに当たり、山門高校に実際に出向き、高校の雰囲気を経験するような活動や、山門高校生が市内の小・中学校を訪問するといった活動を行っております。

具体的な例といたしましては、小学校の陸上記録会を山門高校で実施したり、小・中学生が体育祭の練習を見学し、高校生が教師の力を借りることなく、自ら企画運営している姿に触れる機会などを設けております。

また、中学校では、山門高校に行き高校生と一緒に授業を受けたり、合同研修会に参加したりするなどの活動を通して、具体的な高校のイメージを持つことができるようにしております。

夏休み中に小・中学校で行われるサマースクールでは、山門高校生が市内の学校を訪問し、勉強を教えたり、夢講座で将来の夢や自分の考えを伝える取組なども行ってもらっています。

このように、小・中学校と山門高校双方からの連携を通して、実際に山門高校の雰囲気を味わい、高校生活のイメージを具体的に持たせ、キャリア教育につないでいるところです。

社会教育におきましては、公民館活動に山門高校生が参加したり、各種イベントにボランティアとして参加したりするなど、地域の中で協働の取組も進んでおります。

今後も、本市唯一の高校である山門高校と小・中学校のキャリア教育を中心に、さらに連携を進めるとともに、山門高校生も本市の貴重な宝として、大事に教育を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

ほかの市の中学校を選択するという中で、今新しい人間関係とか、新しい自分を見つけるとか、そういうふうな類いの話をされたわけですが、これは私もいろんな方に理由を聞くに当たり、聞いたようなことでございまして、同じ人物かどうか分かりませんが、その方は小学生のときから習い事を始めて、そして中学校の部活で活躍をして、特待生で私立高校に行きたいという目標があったのです。しかし、中学校のクラブ活動に、それ相当の知識のあ

る指導者がいなかったということで、断念をされて、そしたら高校で強いところに行こうということで、中高一貫校を選択されたと。

ですから、その類いについては、私は部活動のほうにということで考えとったわけですね。おっしゃることは私も聞いておりますので、よく分かります。部活関係で私のほうは整理しているということでございます。

それから、ぜひみやま市の中学校で学ぶようなことも、先ほど答弁の中で言われましたが、夢に向かってしっかりと進んでほしいと、そういうふうなことだったと思っております。

これは、柳川市長さんが所信表明、最近されたことでございますが、柳川市で生まれた子供は柳川市で育て、柳川市で学ばせると、当然といえば当然だと思いますね。要するに、よその地へ行って、修練、鍛錬とかそういうものじゃなくて、その地で生まれた人はその地で学び、育てると。みやま市も地域の人地域で育てるというような言葉がございしますが、そういうことを私は考えております。

それで、先ほど言いましたように、ほかのほうへ行かずに、みやま市の子供はみやま市で大きく活動をしていただきたいというふうに思っているところでございますが、先にさっさと進みますけど、私が言いましたクラブ活動の在り方、これに、今やっている方が非常に目標や夢がないなと感じたということでございます。全員が全員じゃございません。7名の回答を得て、私もそこそこクラブ活動の在り方、見に行っただのですが、非常にしっかりやっている子供たちもおるということでございますけれども、山川中学校部活出身の方の例も挙げたように、もう一つ部活動が活性化せんか、活力をみなぎらせていただけんかというようなことで、この質問をしているわけでございます。

選抜チームをつくるということも一つの方法であるというふうに思っております。今の部活が申し上げたとおり、目標や夢に向かってということが少し物足りないなということ、こういうのをもっと進めていくためには、今なかなか人数が少なくて部活動が成り立たんというようなことを盛んに言ってありますけれども、統合、合同チーム、あるいは拠点校部活動というのですかね、そういうふうなことでチームづくりをされたらどうか。そして、その中から、今は1回戦で負けとるとか、今は何段を習得しとるとか、そういうことがあると思うのですが、もっと上の大会、上を目指してできる部活動、そういうことの体制をつくれば、本人たちももっともっと目標や夢を抱いて、力強くそれに向かって羽ばたくんじゃないかというふうに思っているところでございますが、教育長は今の体制づくり、こういうことに対

してはどう理解をしていただけますかね、よろしくお答えいただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

藤岡教育長。

○教育長（藤岡育代君）

本市の部活動の現状については、議員御指摘のとおり、生徒数の減少から、これまでの同様な運営体制について維持が難しくなり、在籍校に希望する部活動がなかったり、チームとして成り立たないなど、大きな課題を抱えております。

このような中で、例えば、スポーツで高い目標を抱えている子供たちは目標をかなえるための環境を選ぶ、そのような傾向にあるかと考えます。

なぜ改善に向けて取り組まなかったかについての御指摘ですが、教育委員会としましては、何とか地域展開の推進を図ってまいりたいという考えの下、現在、東山中学校、瀬高中学校の統合を行ったり、複数校での合同部活動、それから、参加を希望する生徒をみやま市一つの学校が受け入れる拠点校部活動を立ち上げたりして実施をしているところでございます。

移動手段など、安全確保や指導者の人材確保の課題などがあり、一度に全てとしては成り立たないところもございますが、生徒や保護者、学校との調整ができたところから今取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

今の回答の中に、強いチーム、そういう環境の下へ目標を持っている人は行くんだと、そういう傾向にもありますということをおっしゃったですたいね。まさにそこなんですよ。

このみやま市内の中学生が、ほかの中学校へ行ったりすること、要するに環境が整っているとか、しっかり部活で鍛えていただくとか、そういうことがあるから、ほかの中学校へ行くんだということじゃないかなと思いますね。ですから、それをみやま市の中学校の部活でしっかり組み立てていけないでしょうかと。

先ほど言いましたように、部活動には、しっかりやっている子供たちもおりますが、案外目標や夢がおろそかなといいますか、あまり活気がない、迫力がないという子が多いのと、私はそういうふうな目で見ておりますので、今おっしゃったように、ほかのところの強い

チーム、そういった環境の下に行くということ自体が、私が今申し上げているように、それを市内の中学校の部活でそういう環境づくりをしてくださいよと言っているところでございますので、先に行くか、ここにとどまるか、とどまるためにはそういう環境をつくればいいということを申し上げております。ぜひそういう方向で話を進めていただきたい。

やはりみやま市の子供たちはみやま市で育てる、柳川市長の所信表明のように、当然、当たり前前のことを表明されておるわけでございます。ごくごく当たり前のことかなと思っております。

それで、今さっきも言いましたように、とにかく部活動の活性化、これを図るためには、体制改革が必要ですということは御理解いただいたと思っております。

それでは、地域移行についてですが、これから協議をしていくと、ワーキング会議とか推進協議会、こういう設立をして、今からやっていくんだというようなことでございます。

先ほど言いましたように、既に移行している途中の市町村でございます。近くでは、今日の新聞、長洲町がそういうことに取り組んでいくということでございますが、みやま市においては、まだまだ先のことだと理解をいたします。

しかしながら、この間のクラブ活動がどうであるかと。移行してしまえば、それは地域移行されておりますので、それはそれと、また難しい問題もありますが、この間の学校でのクラブ活動については、どのようにしたらいいかというようなことでございますけれども、移行については、国が本人たちの意識改革が大きな課題であるというふうに言っております。本当に非常に難しい問題ではなかろうかと、地域移行という簡単な言葉で進んでおりますけれども、社会教育とか、実際今されております指導者、そういう方たちとの協議、それから、先ほど言いましたように、本人たちのとにかく意識改革、これが非常に難しい問題であると国も申しております。

それで、私が主に先ほどから言います、夢が少なく、目標もあんまり持っていないというようなクラブ活動を今のうちに改革をして、向上心のあるクラブ活動に改革できんかと。そうすることによって、子供たちが大きな目標や夢を抱く、そして、そういう中で、移行の問題に携わっていけば、ある程度本人たちの意識改革もそこで出来上がっているのではないかというふうに思っているところでございます。

これは、先ほど教育長は、改革の件、ある程度御理解いただいておりますので、この件で改めて答えを聞くというようなことは、せんでもいいんじゃないかというふうに思っており

ます。

さらさらと進んでおりますが、山門高校の件にちょっと移らせてもらいますけれども、いろんなこと、先ほど言われました山門高校とはいろんな連携をされてあるというようなことでございますが、こういう中で、山門高校との連携を中心として、中学生だけでなく、小学生のときからの連携を図っており、山門高校のイメージを何か植つけさせるといいますか、ちょっと今文章がよく分かんなんですけど、そういうふうな類いの回答があったと思います。いろいろやってありますけど、小学生時代から連携を取っているんだということには、非常に感心をしているところでございますけれども、しかしながら、先ほど言いました入学志願者数、これにちょっと陰りを見せていると。調べましたところ、定員160名に対して今の高校3年生の志願者は152名、それから、今の1年生160名に対して134名です。志願者がぐっと少なくなっているというような現状がございます。連携プレーが非常にうまくみ合っていない部分があるんじゃないかと、そう思うところでございますが、このまましばらく様子を見ますか、それとも何か新しく連携作業に入りますか、どうですかね。そこら辺をちょっとお聞きしたいのですけどね。

○議長（牛嶋利三君）

松尾学校教育課長。

○学校教育課長（松尾郁代君）

私のほうからお答えをさせていただきます。

現在、実施しております小・中学校、そして地域山門高校の連携については、答弁のほうで少し詳しく説明をさせていただきました。

小・中学生が山門高校を知り、目標につなげる。山門高校からも学校や地域に入って、地域の方々を元気にしていただくなど、小、中、高、地域で教育活動を展開してきたところでございます。少しずつですが、山門高校のよさが広がりつつあるのではないかというふうに感じております。

今後の策といたしましては、まずはキャリア教育の柱として、山門高校の連携をより実のあるものになるように、プログラムの充実を図っていきたいというふう考えております。そして、さらに教育部のみならず、市関係各課が連携しながら、取組を推進していく必要があるというふう考えているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

新しく模索をされているということでございますので、しっかりやっていただきたいと思います。現状から見て、もしも山門高校が縮小ということになれば、ともに連携し、活性化を図ってきた立場から、本市は大きなイメージダウンとなるのではなかろうかというふうに思っているところでございます。

既に生き残りをかけて策を講じておられる公立高校は多くございます。併願制の導入、これは石破総理も併願制を検討せろというような指示があつておるようでございますが、併願制の導入や中高一貫校、特殊学科の設置、部活動特待制の導入等があるわけでございますが、山門高校は県立高校でありますので、市がどこまで介入していいかわかりません。しかし、ただ唯一の高校であり、市への貢献度からも高校側と十分な協議をされ、中学生がこぞって志願するような高校となりますよう取り組んでいただきたいということで、私は常にこういうことを思っているんですが、教育長よかですか、一言。今の現状から、もしも縮小ということになれば大変ですと。しかし、いろんな策がありますけれども、公立高校だから、みやま市がどれくらい介入していいかわかりませんと。

そういう中で、みやま市唯一の高校であり、貢献度等も考えれば、何か協議をしっかりされて、中学生がこぞって志願するような高校になってほしいということでございますので、今の質問に対して一言お願いをいたします。

○議長（牛嶋利三君）

藤岡教育長。

○教育長（藤岡育代君）

先ほど議員のほうから御提案いただいた中高一貫校、それから、併願制の導入、特殊学科の設置など、高校の組織に関わる部分については、大変申し訳ないんですけど、市の力ではなかなかそこまで及ばないことがございます。

しかし、中学生が高校にどういうものを求めていくか、それから、そういう中学生が求めているニーズについて、山門高校と情報を共有したり、協議はできるというふうに思います。その内容についても、しっかりキャリア教育の中で、子供たちにも伝えていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

冒頭申しましたように、市内の中学生の進むべき一つの高校なんですよ。それで、一生懸命連携作業をされていると理解をしておるところでございますが、おっしゃるように、いろんなタッチできないところがございますし、しかしながら、唯一の高校であると。

そういう中で、今特色のある学校づくりと、一言でこういうことで論じられておりますが、特色のある学校づくり、今さっきちょっと言われましたニーズに応えると、そういうのも一つでございますが、とにかくみやま市唯一の高校でもあるし、これを活力のある高校であって、みやま市の誇りでもあるというような高校になってほしいと。そして、中学生たちがこぞって山門高校を志願するというようなことが最も望ましいことだと思っております。教育長も同じようなことを申されておりますので、しっかり頑張っていただきたいというふうに思っております。

それで、山門高校の学校運営協議会の資料に、みやま市唯一の高校としてみやま市とつながり、みやま市とともに成長するという言葉があります。みやま市とともに成長する、みやま市は全然考えとらんと、みやま市とともに成長していきますよというようなことです。

ぜひとも夢があり、威厳のある高校であってほしいと願っておりますが、この生徒たちの気持ちに、今、みやま市は応えられているかどうかと。こういうみやま市と成長していくという生徒たちの気持ちに、今のみやま市は応えられておるかということをお伺いしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

藤岡教育長。

○教育長（藤岡育代君）

私も6月初めに山門高校の大運動会に参加させていただきました。その折に、プログラムの中にこういう言葉がありました。みやまに山門ありという言葉がありました。私も卒業生でもありますので、その言葉を聞いて胸が熱くなりました。

そして、先ほど議員おっしゃられたように、みやま市唯一の高校としてみやま市とつながり、みやま市とともに成長するんだというような山門高校のお考えについては、大変うれし

いことでございます。

教育委員会としまして、山門高校は、みやま市唯一の高校でございますし、山門高校生も、私、子供たちが活躍する姿を見て、この子供たちもみやまの宝、みやまの子供たちだなという思いを新たにしたところでございます。山門高校の連携をしっかりとこれまで以上に図っていきたいと思います。そうすることが義務教育の小・中学校の子供たちの教育環境にプラスにもなることでございますので、今後も山門高校を教育の資源として大事に教育を展開してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

私も冒頭申し上げました、今非常に定員割れしておりますが、生徒たちは非常に活発なんですよね。そういうところで、ぜひみやま市の高校として、みやま市の中学生たちが喜んで受験するというような高校であってほしいというところでございます。

いずれにしても、私が言いたいことは、高校も山門高校も非常に活性化され、中学生も高校生も本気で夢を追い、羽ばたく躍動する姿をこのみやまの地で見たいということでございます。これは、中学校の部活動の一大改革が先決であると確信をいたします。先々はこの地から多くのアスリートやアーティストが誕生し、自他ともに認める躍動するまち、みやま市となるよう願っておるところでございます。

重ねて、子や孫が光り輝き、元気で夢を追う姿、それを見て、傍らでは誇らしげにほほ笑む親御さんたち、そういうまちであってほしいと思いますが、教育長と市長の一言を聞いて終わりしたいと思います。一言ずつお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

藤岡教育長。

○教育長（藤岡育代君）

私も議員さんと同感でございます。

子供たちが躍動するみやま市になれば、そこに住む私たち大人たちも元気をもらいます。私たちは、みやまの未来を託せる若い世代を育てていくことが先を歩む私どもの使命だというふうに考えております。教育行政の責任者として、子供たちの夢や希望をかなえる環境を

つくっていくことも私の使命だというふうに考えております。頑張っていきます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

瀬口議員さんの御質問にお答えいたします。

先ほど瀬口議員さんがおっしゃったように、子や孫が光り輝き、元気で夢を追う姿、それを見て誇らしげにほほ笑む親御さんたち、そういうまちであってほしいと、まさに同感でございますし、この間の山門高校の体育祭に教育長、一緒に参加いたしまして、同じ思いでございました。

その中でも、みやまに山門あり、私も山門高校出身でございますし、今の学校長も山門高校出身でございます。ぜひともこの山門高校、この市になくてはならない高校として、しっかり市と連携を取ってまいりたいと思います。

その中で、この間同窓会、また山門高校を訪問しましたときに、山門高校はチャレンジしたいあなたを待っている、そういう学校であると校長はこのパンフレットを自信持って私に頂いたというところでございますし、特に今は部活動とか勉強も盛んです。そして、何よりまた、書道パフォーマンスでは全国大会にも出ている、原田観峰先生、日本習字の発祥の地といわれるこのみやま市でございます。この原田観峰先生の遺志も継ぎながら、書道部が活躍しておりますし、この間は福岡の正月の揮毫会では、その書道パフォーマンスも書道部が見事見せてくれましたし、本当に素晴らしい。

また、もう一つは、ワンヘルスクラブもございます。このワンヘルスクラブが、一昨年、林野庁長官表彰を受けました。このワンヘルスクラブの研究、今、京都大学、そして九州大学とともにこの研究を進めております。

今ワンヘルスセンターがこれから着工され、3年後にはワンヘルスセンターが稼働いたします。そういう中で、この山門高校のワンヘルスクラブ、大学と連携しながら進めている、そういう姿も私は願っておるところでもございますし、そういう面では、ぜひまた大学とつながっていく、そういう山門高校にぜひしていきたいと思います。

そういうことで、今後とも御指導、御支援、先生方のお力をどうぞよろしくお願い申し上げます。子供たちに何より期待しております。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

力強いと思います。これを期待しておりますので、ひとつ山門高校が元気になって、そうすることによって中学生も元気になるということでございます。私はそう思っておりますので、ひとつみやま市活性化はもちろんです、子供たちが躍動するまちづくりへ邁進をしていていただきたいと思います。

以上でこの件は終わらせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）（登壇）

2問目でございます。

質問内容ががらっと変わりました、給食死亡事故の損害賠償請求提訴の件についてお聞きいたします。

6月6日、7日に、給食死亡事故に対し損害賠償を求め提訴したとの新聞、テレビの報道を知り、急遽質問をするものであります。

質問1、まず、提訴を受けて、市長の今の心境をお伺いしたい。

次に、調査委員会の答申に、注意喚起によって必ずしも死亡が回避できるわけではないと、そういうふうにまとめられていると新聞、テレビで報道されております。議会にはこの文言を公表されておらず、初めて聞く内容でございます。市には落ち度はないとも受け取れますが、市長はこれをどのように解釈されているのか、お聞きいたします。

次に、組織は、市長には責任はないと言っているとの市長の発言があります。

組織とは、先ほど答申された調査委員会のことでございましょうか。明らかになっていないので、よければ教えていただきたい。

親は学校を信用して預けております。その中での死亡事故でございます。このような状況の中で、この発言に――この発言というのは、市長には責任はないと組織は言っているという発言でございますが、こういう発言を聞いて、激怒しない親はいないでしょう。なぜこのような発言をこの時期にされているのか、お伺いをいたします。

今後の動静について、これもお伺いいたしますが、裁判になるのは必至でございますけれ

ども、この間、和解というのは考えておられるのかどうか、お尋ねをいたします。

以上、4問、市長の考えをお聞きいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

続きまして、給食死亡事故の損害賠償請求提訴の件の御質問にお答えをいたします。

今月の6日、御遺族が本市に対して提訴する旨の報道がございました。

御遺族から提訴されましたことを深く受け止め、訴状が届き次第、内容を確認の上、真摯に対応をしてまいる所存でございます。

瀬口議員の御質問に際しまして、提訴されたことにより、内容によっては、回答を差し控えさせていただくこともあるかと存じます。どうぞ御容赦をいただきますようお願い申し上げます。

まず、1点目の提訴を受けた市長の心境を問うとのことですが、先ほど申し上げましたように、重く重く受け止めております。私もニュース報道を拝見いたしました。最愛のお子様を失われました御家族の心痛を察するには余りあると思っております。また、その御心境はなかなか言葉で言い表すことができません。ただただ真摯に対応してまいる所存でございます。

次に、2点目の調査委員会の答申についてでございますが、昨年12月の学校安全調査委員会による記者会見の際、委員長より、注意喚起によって必ずしも死亡が回避できるわけではないと答申内容の報告がありました。この内容は、裁判となった場合の論点になると考えており、慎重に協議して法廷に委ねます。申し訳ございませんが、回答は差し控えさせていただきます。

次に、3点目の市長の発言の真意はについてでございますが、まず、組織とは、学校安全調査委員会のことではなく、市の組織、市役所のことでございます。

そして、市長に責任はないとは決して申しておりません。市の責任はトップである市長の責任であります。その一端として、事故の再発防止をはじめ、安全・安心な教育環境の整備を推進してまいります。

次に、4点目の今後の動静を伺うでございますが、まず、訴訟内容を確認の上、その対応について顧問弁護士に相談してまいります。応訴する場合は、議員の皆様は訴訟に関する予

算などをお願いすることになります。

その際は、御審議を賜り、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

まず、注意喚起によって必ずしも死亡が回避できるわけではないと。これ、私はこのときの新聞報道、テレビ報道によって初めて知ったのですが、私たちが初めて知るのが何でこういう新聞報道で公表されておるんですかということが一つですたいね。私は全然知らんからびっくりしたんですよ、この答申内容。私たちが知っておるのは、ウズラの卵が喉に引っかかったと。その引っかかったのは事実だが、喉に詰まった理由は分からない、原因は分からないと、このことだけなんです。ほかのことは一切公表されておりません。

それはまた確認をいたしますが、そうだと思うので、この件について、何で報道でこの文言が出てきたのかというのが一つでございます。それはどうですかね。

○議長（牛嶋利三君）

松尾学校教育課長。

○学校教育課長（松尾郁代君）

瀬口議員の御質問につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

報道された内容につきましては、昨年12月に調査委員会が開催をした記者会見での発言であるというふうに考えております。

つきましては、市教育委員会から議会のほうや報道に、そのようなことは、言われますとおり報告はいたしておりません。その文言につきましては、調査委員会が主催をした記者会見での発言であったというふうに考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

それから、市長に組織は市長には責任はない。組織が市長には責任がないと言っておりますという発言、これは決して申しておりませんということなんです、全員協議会の中でこれはやり取りをしてあるじゃないですか。全員協議会でしょう。市長もその質問に対してお

答えされておりますよ、どうですかね。ほかにも証人さんたちはいらっしゃると思うんですが、決して申ししておりませんというところ、私も聞いた覚えがありますけど、どうですか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

私は、先ほども申し上げましたように、そういうことは決して申し上げてはおりません。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

議長、これは議会を止めるわけですね。こういう文言を言われた、これを白黒つけたいんですが。

○議長（牛嶋利三君）

いや、止めるということはできんけど、休憩は取れますよ。12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

休憩でございますか。私もこれは確認をせにゃいかんです。全員協議会の中でだったと思うんですよ。

○議長（牛嶋利三君）

そしたら、暫時休憩しましょうかね。

午前11時35分 休憩

午前11時49分 再開

○議長（牛嶋利三君）

そしたら、休憩前に引き続き、会議を再開してまいります。

瀬口議員の質問中でしたから、引き続き発言をしてください。12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

御迷惑をおかけいたしました。

今、全員協議会の議事録を見ましたが、要点筆記記録ということで、発言の録音じゃないからですね、非常に確認ができなかったというようなことでございます。

それで、なぜ私がここをしつこく言ったかという、最初は——については、示談の方向でも検討されとったですね、示談。しかし、今さっきのような文言、それから何といいます

か、——へのお詫び、詫び、そういったことを重ねられたから、もう提訴に踏み切ったというようなことも聞いております。

そういう関係で、こういうことがなかったら示談が成立しておったかもしれないということでは私は聞いとるわけですが、今さっき言いましたように、要点筆記記録、局長、今の言葉でよかですね、要点筆記記録ね、これのために確認できなかったということでございます。これはまた改めて時間外のときに調べさせていただきたいと思っております。

最後の今後の動静についてということで、裁判になるでしょうけれども、その中で裁判の途中に和解というのがあるわけですね。それで、そういうふうな申出があったら、私はそういう方向に進みますかというようなことをちょっとお聞きしたかったんですが、裁判の内容でいろいろまた変わってしまうからですね。市長が言われるように、弁護士さんと相談をするということになるかもしれませんが、以上のことを私のほうからお聞きしたところです。

全部回答されておられませんけれども、時間もそろそろ終わりでございまして、また、この件については、後日、別の議員が聞くようでございますので、その点で確認をさせていただきたいと思います。

市長、今んとでよございませうかね、確認できなかったということですね。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

重ねて申し上げますけど、私はそういうことは決して申し上げておりません。

先ほどの答弁の内容にありましたように、誤解がありますならば、組織とは、学校安全調査委員会のことではなくて、市の組織、市役所のことでございますと答弁も申し上げます。ですので、私は、そういうことは申し上げておりません。

以上でございます。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

いずれにしても、提訴でございますので、私はこういうとは詳しくなかけん、訴状、それが来てからまた検討されることでしょうから、私は一つここで区切りをつけたいと思います。どうも御迷惑かけまして、ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

お疲れでした。

そしたら、午前中の会議は諸富先生、それから瀬口先生の2者の一般質問で午前中の会議は閉じて、休憩したいと思います。

午後の会議は13時30分から一般質問を続けてまいります。

暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（牛嶋利三君）

午前中の会議に引き続き午後の会議を進めてまいりたいと思います。

引き続き一般質問を行います。13番中尾眞智子君、一般質問をしてください。

○13番（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、お昼からの1番でございます。皆さんこんにちは。議席番号13番中尾眞智子、今、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、民間雇用型地域おこし協力隊の積極的活用とその受入れ体制の構築をということで、第1回3月定例会で、地域おこし協力隊の雇用形態の選択肢を増やすための要綱改正を提案いたしましたところ、この要綱の改正に御理解をいただき、幅広い雇用形態で協力隊員を活用した地域活性化に取り組むとの答弁をいただきました。前向きに活用していただくものと大いに期待しているところです。

その幅広い雇用形態を生かし、協力隊員の積極的活用のため、ワンストップ的受入れ体制の構築を今回は提案する質問であります。

現在のみやま市で活動する協力隊員は、例えば、清水山荘管理は農林水産課、ルフラン管理は環境政策課などとそれぞれの担当分野に応じて割り当てる方式で各課に配属されております。しかしながら、要綱を変更して民間が協力隊を雇用できるようになっても、各課によって予算がつけられて、集約、募集、雇用され、行政の縦割りの発想に縛られた募集では、協力隊制度本来のポテンシャルを生かすこともできずに、結果的には定住定着率は他市と比べかなり低い状況のままでいくのでしょうか。

また、複数の分野、例えば、環境、ワンヘルス、市民教育や移住・定住、空き家活用、古物リサイクルにまたがるような横断的なテーマや縦割りを超える事業に取り組む際に、現状

の各課に配属する形では柔軟な対応ができるのでしょうか。

そこで、この新しい取組である民間雇用型協力隊の受入れについては、既存の枠組みにとられない縦割りを超えた部署を集約、1つにまとめるべきではないかと考えております。

それでは、どこの部署が担当すれば適切かと考えますと、縦割りを超えた新たな事業については、みやま市行政組織規則では、その他新たな政策課題に関することと明記されており、既存の枠組みにとられない新規政策課題を担う部署として位置づけられている企画・地方創生係があります。ここが担当となって進めていくことが適当ではないかと考えているところです。実際に、他の自治体においても、企画系の部署が民間雇用型地域協力隊を所管して多くの協力隊雇用を実施されております。

他自治体における企画系部署が統括する先行事例といたしましては、岡山県西栗倉村総務企画課が担当しております。企業研修型を公募しております。

それから、佐賀県の鳥栖市は総合政策課企画政策係、長崎県東彼杵町総務課企画係、それから、千葉県の銚子市では、移住・定住に関することは企画課が所管であるが、令和5年に機動性を発揮して優先課題を解決する部署として、秘書広報課に公民連携事業室を設置しております。中でも銚子市には、令和6年9月時点で協力隊員数は22名で、そのうち、民間企業等受入れ型は5社、隊員数6名であり、募集要項や仕様書など、みやま市にとっても参考にすべき事例であると考えております。

いろいろ申し上げ、繰り返すにはなりますが、現行では、みやま市は協力隊員が各課に属しており、協力隊を単なる市役所の人員補充として雇用している感が否めないのであります。それでは定住率も上がるはずがありません。地域おこし協力隊制度を単なる移住・定住政策だけではなく、地域特有の政策課題の解決のために活用すべきであると思っております。そして、このまちに来てくれた協力隊員がこのまちに来て持てる力を最大限に発揮し、このまちを選んでこのまちに来たかいがあった、このまちに住みたいと心から思える活動ができる体制を整えてやらねばならないと思うのです。

そのためには、先ほども申し上げましたように、部署間の企画調整や新規政策の立案を担う部署であるであろう企画振興課に協力隊事業を集約すれば、全市的な視点で推進できる体制が整うと考えております。部署間の横断的なつながりの課題についても、ワンストップで対応ができ、業務効率の向上、コミュニケーションの活性化などのメリットがあり、協力隊員同士や関係部局との連携調整も円滑になることでしょう。

また、民間が協力隊を雇用する条件につきましては、民間は利益を得て事業を継続しております以上、協力隊を雇用して営利事業をしていることは当然であります。とはいえ、協力隊の経費や人件費は総務省の100%の予算で市の負担はゼロとはいえども、これらは全て税金で賄われているからには、みやま市への貢献などを義務として条件に加えることを提案いたします。実際に市への貢献が実現しているかどうかは、年度末などに広く市民に公開して報告することを求めます。こうすることで、口約束だけではなく、実際の貢献が確認できると思います。

このようなことから、具体的事項1として、民間雇用型地域おこし協力隊については、企画振興課の企画・地方創生係の担当に一本化し、横断的な政策対応ができる体制の構築をとということで、縦割りを超えた新たな事業における協力隊雇用については、みやま市行政組織規則において、その他新しい政策課題に関することと明記されている企画・地方創生係の対応が既存の枠組みにとらわれない新規政策課題を担う部署として位置づけられており、適当だと考えております。この規則の趣旨からしても、新しい取組である民間雇用型協力隊の受入れについては、この部署が横断的な視点で統括することが適当だと考えて今回提出しております。

それから、具体的事項2として、民間が協力隊を雇用する条件については、民間は協力隊を雇用して利益を得る営利事業をすることになります。先ほども申しましたが、協力隊の経費、人件費が税金で賄われている以上は、みやま市への貢献を義務として条件に加えることを提案しております。そして、実際に市への貢献が実現しているかどうかは、市民に公開することを条件づけておくことにしてはどうかということを申し上げます。

以上が質問でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

では、中尾議員の民間雇用型地域おこし協力隊の積極的活用とその受入れ体制の構築をとの御質問にお答えをいたします。

まず1点目の、民間雇用型地域おこし協力隊については、企画振興課の企画・地方創生係の担当に一本化し、横断的な政策対応ができる体制の構築をとのことでございますが、初めに、地域おこし協力隊の雇用形態について御説明をいたします。

地域おこし協力隊の雇用形態には、大きく分けて、地方自治体と雇用契約がある雇用型と、雇用契約がない委託型の２種類がございます。

さらに、委託型の中にも、自治体が協力隊個人と業務委託契約を結ぶ個人版と、自治体が企業や団体と業務委託契約を結び、企業等が協力隊と雇用契約を結ぶ企業版がございます。

議員御提案の民間雇用型は、先ほど御説明をいたしました委託型の企業版に当たるもので、令和７年第１回定例会の一般質問で回答しましたとおり、本市がこれまで取り組んできた雇用型に加え、委託型として協力隊を活用できるよう要綱の改正に着手しているところでございます。

さて、民間雇用型地域おこし協力隊の業務の所管部署を一本化してはどうかということでございますが、協力隊を活用するに当たっては、まず、本市の課題を明らかにし、どのような業務を担っていただくかなどの検討を行い、協力隊、または企業と契約を結ぶ必要があるため、それを１つの部署で担うことは非常に難しいのではないかと考えます。

これまでは雇用型で協力隊を活用していたため、会計年度任用職員として各部署に所属していることから横断的な連携が取れていない部分もあったかと思います。委託型で契約することにより、協力隊員の自由度が増し、各事業との連携も容易になるのではと考えております。複数部署にまたがる活用のケースの場合には、地域おこし協力隊制度の所管課である総合政策課が調整役となり、横断的な連携が取れるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、２点目の民間が協力隊を雇用する条件についてでございますが、議員御指摘のとおり、自治体と隊員との間に直接的には指揮監督関係がないため、隊員や企業等の活動内容が、公益性を踏まえ、地域おこし協力隊の制度趣旨に合致しているかなどを対外的に説明できることは大変重要なことであります。当然、企業の営利だけでなく、本市への貢献、地域の活性化につながるかなど、要綱や契約の段階で明記することが必要だと考えます。

貢献度をはかる手法として、市民への報告を条件に付してはということでございますが、このことも含め、先進自治体の例なども参考としながら検討してまいりたいと考えております。

今後、本市におきましても、雇用型と委託型の選択により効果的に協力隊員を活用し、地域課題の解決や各種施策の推進、地域の活性化に積極的に取り組んでまいります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

ありがとうございます。

今回もまた地域おこし協力隊についての質問でございますけれども、前回は雇用形態について、地域おこし協力隊要綱の改正ということを提案しておりました。答弁の中では、より効果的に地域おこし協力隊員の募集や運用を図るために業務委託契約にも対応した要綱の改正を検討し、協力隊員を活用した地域課題の解決や、それから、各種施策の推進、地域活性化に積極的に取り組んでまいりますということでございました。

今回、要綱の改正、取り組んでまいりますということでございましたけれども、それも含めて今日の質問につながってまいりますので、その要綱の改正にどこまで進められたのか、まずそこからお聞きしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

村越総合政策課長。

○総合政策課長（村越公貞君）

ただいまの御質問につきまして、私のほうから回答させていただきます。

3月定例会の一般質問で要綱の改正に積極的に取り組んでいきたいという御回答をしてこれまでの経過でございますが、まずは、他市の要綱なども調査をしながら、本市に合った要綱の改正の準備を進めております。

今やっていることと申しますと、各自治体の要綱を見ますと、議員も御指摘のように、まず、地域に貢献できるようなことを明記する決まり事というか、そういったことも各市町村でばらばらでございます。それもそれをはかる指標として、日々の日報を作ることとか、月報を作ること、また、協力隊だけでなく企業とも定期的なヒアリングをすることなど、様々な要綱の規定を決めて、単なる企業の人員不足の解消とならないように、地域のためになるように、地域振興につながるようなという要綱の設定をしてあるところがございます。なので、今そういった要綱の改正の準備をしております。

また、この企業版の協力隊に払う委託費につきましても、ここまでは経費に入りますとか、例えば、協力隊の国からの特別交付税の限度額、活動費2,000千円支給することができるようになっておりますが、この2,000千円の活用についても、ガソリン代は含まれますよとか、

こういった経費は経費として見れますよとか、そういう細かいところまで研究して作成が必要となっておりますので、今その調査を行っている段階でございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

調査、各自治体のいろんな進んでいるところを参考にされていると思いますけれども、特にここはいいね、参考にしたいというところがもしあれば教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

村越総合政策課長。

○総合政策課長（村越公貞君）

特にということはございませんけれども、近隣でいくと、大牟田市とかは企業版も活用できるような要綱のほうをつくってありました。

例えばで申しますと、大船渡市とかはすごい規模で今もいろんな企業との事業で企業版の募集を何十事業という形で募集をかけられてありました。だから、そういったところを参考にしております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

本当に協力隊員たちが一生懸命頑張れる、そういうことにつながるようなところを参考に、いい企業版をつくっていただきたいと思います。

それから前回、お試し地域おこし協力隊とかインターン制度を予定しているということでございましたけれども、こちらもどこまで進んでおりますかね。

○議長（牛嶋利三君）

村越総合政策課長。

○総合政策課長（村越公貞君）

お試し協力隊の活用については、これを想定しているのが、当総合政策課の課題解決のために、まず、お試しとかに来てもらってみやま市を知っていただいて、これならやってみた

いというような方向性でこのお試しの協力隊を活用するように想定をしております。

今こちらのほうでも、当課でも、今後、特に頑張っていきたい課題として、ふるさと納税の推進やシティプロモーションの推進、また、移住・定住の推進など、多くの課題を抱えておりますので、それで、どこに絞ってこのお試し協力隊を使うかとか、こういった事業で募集するかとか、そういったところを今検討している段階でございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

今検討している段階で、いつぐらいから始められるのか、そこはどうなっていますかね。

○議長（牛嶋利三君）

村越総合政策課長。

○総合政策課長（村越公貞君）

今、当課の職員が1名ちょっと休業しておりまして、その担当が主に協力隊の担当をしておりましたので、その職員の復帰に合わせて、そこを想定では秋頃をめどに募集がかけられたらいいなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

忘れていました。

要綱の改正は大体いつぐらいまでぐらいにできますか。ごめんなさい、お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

村越総合政策課長。

○総合政策課長（村越公貞君）

要綱の改正は、もう今暑くはなっておりますが、夏、だから、7月、8月までにはもう要綱の改正は終えたいと思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

ありがとうございます。

地域おこし協力隊の人たちが今8,000人ぐらい、前回お尋ねしたときは7,200人ぐらいと申しておりましたけれども、今8,000人ぐらいになっているそうです。その中で、その地域おこし協力隊で来た地域で4,477人、56%ぐらいの人がそこに残ってくれていると。そして、同じ近隣の地域に、十二、三%ぐらいの人が残ってくれているということなんですけれども、その中で、4,477人のなりわい、仕事は何をしているかという、残った人たちの4,477人の中で最も多いのが、やっぱり起業をしていると。自分で仕事を起こしてやっていますよと、その地域に残っています。それからその次は、その地域に就職をしているというのが34.4%ぐらいいると。そして、農業とか林業とかに就いている人が12%ぐらいいるということで、そういう結構いいパーセントが出ているというのは、そういう地域おこし協力隊の人たちがそこに残れるいい環境がつくられているんじゃないのかなと。でなければ残らないし残れないということもあると思うんですよね。そういうことがある中で、先ほども申しましたように、皆さんが民間で協力隊を雇うときに、例えば、あっち行って、こっち行って、そっち行ってということがないようにということで、どこかで統括して一括して対応してあげられないのかなというのが今回の質問でございまして、それは多くの地域おこし協力隊がせっかく希望を持ってこの地に来てくれたので、それこそたくさんの方が残っていただく、たくさん来て、たくさんの方が残っていただく。先ほども協力隊員の給料も何でも経費は全部総務省から来て、それは税金ですよと言うけれども、その税金を使って残ってくれたら本当に総務省の思いが届くんじゃないのかなと考えておりますので、先ほど総合政策課が調整役になって横断的な連携が取れるようにということでございましたけれども、本当に調整役になってあっちこちとできるのかなと。やっぱりそこには地域おこし協力隊、対応ができる課みたいなものを、部署みたいなものを置いたほうがいいのではないかと考えておりますけれども、もう一度お尋ねいたします。お答えください。

○議長（牛嶋利三君）

平川総務課長。

○総務課長（平川貞雄君）

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

いろいろと御助言、提言いただいてありがとうございます。

先ほど市長の答弁でもございましたけれども、これまでの雇用型での活用で横断的な連携が取れていないというところがあったということ、今後、委託型も活用していくことで、各事業との連携もしやすくなるかという御答弁を差し上げたかと思います。

複数部署にまたがるような事業の場合は、総合政策課が関連部署の調整をやると、なかなか厳しいんじゃないだろうかという今御意見いただきましたけれども、先ほど答弁しましたように、これまでも総合政策課のほうで地域おこし協力隊については担当させていただいておりましたので、さらにここの部分についてはしっかりと対応させていただきたいと考えておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

もう本当にしつこいようですけれども、今、民間が現在検討されている事業案としては、例えば、移住・定住、それから空き家対策、空き家の清掃、みやま市には空き家がたくさんありますよね。その空き家がうまく利用されていないというのは、やっぱり荷物が入っていて動かせないという部分がかなりあると思うので、多分その空き家清掃とか、それからふるさと納税、そういうものを一体化した事業をやりたいという団体、個人の人もありますし、それから、ボランティア活動等をする市民の育成、そしてまた、ワンヘルスセンターと連携した、大学、大学院生たちを雇用した地域研究など、いろいろ思い巡らしてあります。その中で、その事業が本当にやりやすいのは、やっぱり置いてもらったほうがいいのかなと思うけれども、答弁では、先ほども総合政策課が調整役となるということでございましたので、本当にそれがうまくいけばいいんですけれども、そういうことで、これだけいろんな移住・定住、空き家対策とか、そういうものに思いをはせてこれを起業しようという人たちがいるので、この人たちが潰れないような対策をぜひやっていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。そこのところをちょっと教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

村越総合政策課長。

○総合政策課長（村越公貞君）

まず、この企業版を含めた、雇用型じゃなくて委託型をすることによって、中尾議員が

おっしゃるような課題の解決にはつながるところが多分大変多くなるのではないかと思います。他市の事例を見ましても、企業版の協力隊の雇用についても、やはりテーマを決めて、そのテーマに応じて、そのテーマの所管課と企業がまず業務委託契約を結ぶということになるので、どうしてもその所管課というのを決めていくことがまず大前提であろうと思っております。中に企業のほうで、そういう多岐にわたる業務に対して協力隊員を募集して、それで業務契約をするということになれば、やはりそういった企業、また、協力隊の隊員が、いろんな職場に自分でアポイントを取ってというのはやはり効率が悪いと思いますので、それは責任を持って総合政策課のほうで所管課で、所管課がもう契約の所管となって、そこで調整をしていくとか、やっぱりそういった配慮は御指摘のとおり必要だと思いますので、まだ事例がないので、あまり大きいことは言えないんですけど、そういった事案が発生したら精いっぱい所管課で対応していきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

今事例がないのでとおっしゃったけれども、事例がない、先例がない、前例がないという形で片づけないで、一生懸命サポートしてやってください。よろしくお願いいたします。

それから、2問目の民間が協力隊を雇用する条件についてということでございますけれども、やはりこれは税金を使っておりますので、きちんとした報告なり、そういうものを開いてもらわなければならないと考えておりますので、そういうものも雇用の中の条件としてぜひ入れるべきではないかと思っております。やはり貢献度を図る手段としては、そういうものがなければ何をやっているのか分からないし、これは税金を使うからにはしっかりと責任と義務を果たしていただくという部分があると思いますので、そういう部分についてもう一度お答えください。

○議長（牛嶋利三君）

村越総合政策課長。

○総合政策課長（村越公貞君）

地域おこし協力隊については、雇用型であれ、委託型であれ、企業の雇用にしても、協力隊の業務、総務省が示した業務としては、まず、地域力の向上とか地域の活性化を公益性を持って取り組むというのがもう決まりでございます。企業と委託契約をした場合、当然、市

のほうでその委託料とかを払う観点から、必ず市のほうもそういう地域貢献をしているのか、公益性に基づいた取組となっているのかというのは確認をする必要があると思っております。現在、他市を調べて要綱をつくる途中であるという説明を申しましたけれども、中尾議員の提案も市民にもそういうチェック機能というか報告をしながら判断をしてもらうとか、大変いい御提案だと思っておりますので、そういった提案も含めて、行政としてそういうチェック機能が働くような取組を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

ありがとうございます。地域おこし協力隊の現状をちゃんと整理して、協力隊、自治体の職員、それから、地域住民の3者ともがミスマッチやトラブルなどにより地域おこし協力が断念されることは3者にとっても非常に好ましいものではありません。運用上の課題を解決し、今後1万人に増やすという国の目標の下、協力隊の存在感は増していくことと思いますが、地域の活力を維持、強化する上で、協力隊、自治体、地域として協力していくことが求められております。

新しい取組である民間雇用型協力隊の柔軟な対応ができる部署を集約し、総合政策課が調整役となって進めていくとおっしゃっておりますので、柔軟な対応ができ、協力隊が力を発揮できるよう調整していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

河野議員、休憩入れますか。（「入れてください」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

（「ここでは私の意見が通りませんので、やっていただいて」と呼ぶ者あり）

それでは、河野議員、本人以外の方が続けてやってくださいという希望者が多いようでございますので、4番河野一仁君、続いての一般質問を行ってください。

○4番（河野一仁君）（登壇）

皆さんこんにちは。河野でございます。ちょっと昼御飯食べた後でございます、スーツの前ボタンが大変気になっておるところでございますけれども、しっかりと質問のほうを詰めていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは今回２問でございます。早速、議長の許可をいただきましたので、質問を始めさせていただきます。

まず、１問目でございますが、市長のまちづくりについてということで、この主題も大分定着してきたんじゃないかなと思っております。これからまだ第５弾、第６弾、第７弾と続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

令和７年３月２５日に、みやま市においてはヤマエグループホールディングス株式会社さんとの間で産業団地に新たに建設されます製造工場についての立地協定が締結をされたところでございます。今議会では産業団地の売却のための財産処分の議案が上程されておるところでございます。新工場への投資額は約８０億円、また、５０人の新規雇用が計画をされておまして、みやま市における経済の活性化が大いに期待をされるところでございます。

また、大学跡地は福岡県にワンヘルスセンターの用地として無償譲渡され、それを受け、福岡県においては、いよいよ令和９年のワンヘルスセンターの供用に向け準備が進んでいるところでございます。今現在、既存の校舎の一部解体工事が行われているところかと思えますけれども、そこで、市長は常々これらの件で、人流が増え、定住者、また、移住してこられる方も増えるのではと、また、関連の企業の誘致を目指すというようなことをおっしゃっておられます。著しく人口減が進むみやま市にとりましては、これらの件は朗報であり、市の発展の好機ではないかと大変期待をしているところでございます。

そこで、この好機、この時期に出されました第３期みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中身について伺いをいたします。

事項１でございますが、良好な住宅環境の整備、移住・定住の促進についてということで、若者への定住支援、新生活を始める人への支援、これらの内容について伺いをいたします。

事項２、商業の活性化、企業誘致の推進についてということで、創業支援、既存企業への支援、そして、雇用機会の創出、これらの件について、これらの内容について伺いをいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

では、河野議員の市長のまちづくりについての御質問にお答えいたします。

まず、１点目の良好な住宅環境の整備、移住・定住の促進についてでございますが、本市

では、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、今後目指すべき人口に関する将来の方向性や展望を示す人口ビジョンの目標人口を実現するための取組を進めております。

総合戦略では、4つの基本目標を掲げ、しごとづくりや移住・定住の促進、若い世代の結婚から子育てまでの支援環境の充実を図ることなどに取り組むこととしております。

議員御質問の若者への定住支援の内容につきましては、公共交通機関を利用して市外に通勤する若者を対象とした若者移住・定住通勤定期利用支援金制度や、中小企業や本市への起業、第1次産業に就業し、奨学金の返済を行っている若者を対象とした奨学金返済支援補助制度などにより、若者の定住を支援しております。

また、新生活を始める人への支援内容につきましては、結婚をされて新たに本市での生活を始める方に対して、結婚を機に要した住居関係費用を最大600千円補助する結婚新生活支援制度や、家賃を最大240千円補助する新婚世帯家賃補助制度がございます。

子育て世帯で本市に移住される方には、住宅の取得費用を最大300千円補助するマイホーム取得支援制度や、子育て世帯家賃補助制度などにより新生活のスタートを支援しております。

このように、これまで様々な制度を設けて、移住・定住、また、子育て支援の取組を進めてまいりましたが、今後、産業団地への新工場の建設や福岡県によりますワンヘルスセンターの設置など、本市にとっての大きな転換期、最大の好機が訪れようとしております。この機を逃さないためにも、移住・定住者の獲得に向けた本市ならではの新たな取組の調査研究や、本市の魅力発信に注力し、市内外から選ばれるまちとなるよう全力で取り組んでまいります。

次に、2点目の商業の活性化、企業誘致の推進についてでございますが、企業誘致の推進に当たりましては、進出企業に対して固定資産税の3年間の課税免除、市民を3人以上雇った場合の雇用奨励金を用意し、製造業やワンヘルス関連産業等の誘致を図りたいと考えております。

また、本市へ誘致対象企業の情報提供を行い、自ら企業誘致活動に取り組む誘致推進員に対しましては、当該企業が立地に至った場合には、10,000千円を限度とする報奨金を用意しております。

なお、これらの奨励措置につきましては、みやま市工業等振興促進条例施行規則において、製造業、運輸業、卸売業など、適用対象となる業種を限定しているところでございます。

令和9年度にはワンヘルスセンターの供用が開始されることから、宿泊施設につきましても、誘致活動を積極的に推進し、地域経済の活性化を図りたいと考えております。

宿泊施設の設置事業者に対しましては、固定資産税について5年間の課税免除並びに課税免除終了年度の翌年度以後5年間の税率2分の1の不均一課税、水道料金についても5年間の2分の1減免、建築費及び用地取得費について、経費の20%以内、150,000千円を限度とする建設費等補助金を用意しているところでございます。

これらの奨励措置を講じながら、企業誘致及び宿泊施設誘致を促進し、雇用の創出を図ってまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

4番河野一仁君。

○4番（河野一仁君）

ただいま答弁のほうをいただきました。

今回、私の質問は、先ほども冒頭で申し上げました、こちらの創生総合戦略、これを基にちょっと質問をさせていただいておるところでございます。ほかの議員さん方もこれはタブレットの中に入っておりますので、今よかったら開けてみられますかね。ホーム画面の、議会図書室の中の企画部というところに入っておりますので。それを御参照いただければと思いますけれども、こちらを基に今回質問させていただいておるところでございます。

先ほど答弁の中の文言で、人口ビジョンという言葉がちょっと出てまいりましたので、そこはこれは3のところにあります人口ビジョンでございますが、こちらを見ると、これは令和17年、10年後、これの人口ビジョンでは、これは社人研というところの推計、社人研というのは、国立社会保障・人口問題研究所というところが略して社人研ということでございますけれども、こちらの推計によりますと、10年後が2万8,425人と3万人もう切ったような予想がされておるところでございます。

みやま市が掲げました市の目標が2万9,329人ということで、こちらもう3万人切っておるんですね。これは私個人的な意見でございますけれども、これを見たときに思ったのが、できれば10年後ぐらいでも3万人はぜひとも維持していただきたいなというふうな思いでございます。目標でございますので、それぐらいの気持ちを持って施策に当たっていただきたいなというところで今こういったことを申し上げておるんですけれども、ま

たこれが3万人に目標上げとって、10年後、私がおるかおらんか分かんですけど、おったときには3万人切つとるやんかというような現状になつとるかもしれないので、そういったところでこういった目標を立ててあるのかもしれませんがけれども、できれば目標でございますので、しっかり高く持っていて、そういった思いで施策に当たっていただければなというふうなところで、その施策について、次に続けて質問させていただきます。

まず、具体的事項1でございますけれども、ここは住宅環境の整備、移住・定住の促進というふうなところで伺っておりまして、いろいろ支援制度あるようでございます。もう本当、かみそうな感じの題目になっているんですけど、若者移住・定住通勤定期利用支援金、そして、奨学金返済支援補助、また、結婚されてからというふうなところでいろいろありますけれども、まず、今申し上げたました2つについては、これは結婚前の方の就業等に就いたときの支援制度かと思います。ここについて、この内容をちょっと昔というか、前に伺ったことがあるんですけども、そこを改めてちょっと伺います。これの分について予算、大体どれぐらい取ってあるのか、想定が大体どれぐらいのところでその予算を組んであるのか、そして、実際どれぐらいの方がこの制度を利用してあるのか、これを移住・定住通勤定期利用支援金、そしてまた、奨学金返済支援制度に、これは両方についてちょっとよろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

村越総合政策課長。

○総合政策課長（村越公貞君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

この制度につきまして、まず、奨学金返済支援事業につきましては、令和7年度予算額ということでございますが、予算額につきましては7,000千円、想定で50件の利用を想定しております。令和6年度の実績で申しますと、利用が50件、予算につきましては、おおむね6,000千円程度の支出をしているところでございます。

もう一つの通勤定期利用支援につきましては、令和7年度予算につきましては、1,200千円の予算、12件の利用を想定しております。令和6年度の実績でございますが、4件で約240千円となっております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4 番河野一仁君。

○4 番（河野一仁君）

ありがとうございます。奨学金の支援制度については、おおよそ想定してあるところでの利用があつておるということでございます。

通勤の部分の支援については、想定してある部分からすると、若干というか、かなり少ないような気がいたしますけれども、こういった部分の支援制度の告知というのは大体どういったところでやってあるんでしょうか。そこをお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

村越総合政策課長。

○総合政策課長（村越公貞君）

制度の周知につきましては、ホームページに移住・定住特設サイトを設けておりますので、ホームページでの告知、また、広報紙等での告知ということになっております。あとは移住・定住のガイドブックを作成しておりますので、そちらを各所に配架をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4 番河野一仁君。

○4 番（河野一仁君）

大体その辺の告知というのはホームページ、または市報というところでございましょうけれども、できればこういった部分については、年度末、新たに就業される方がおられるとか、そういったときに集中して広くやっていただけるといいのかなというふうに思います。

ガイドブックということでございますけれども、そのガイドブックはどこに置いてあるんですかね。ちょっとよかったらお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

村越総合政策課長。

○総合政策課長（村越公貞君）

ガイドブックにつきましては、主な観光所、また、不動産会社、病院等に配架をしております。

先ほど申しませんでした、成人式などの記念品の中にも若者に周知するという観点で入れさせていただいております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4 番河野一仁君。

○4 番（河野一仁君）

分かりました。ありがとうございます。

じゃ、次に行きます。

新生活を始める方への支援内容というようなことで、これは次、答弁いただいた中では、結婚をされて本市で新生活を始めるという方には住居関係費用ということで600千円、新婚支援制度、家賃を最大240千円補助するということでございます。

すみません、600千円の分ですけれども、結婚を機に要した住居関係費用というのは、これは別に、アパートを借りられたり一軒家を借りられたり、そういったところの部分の費用、もちろん家を建てられればその分に対してというようなところで、その分で600千円、そして、借りられた分については家賃の補助ということで240千円ということですね、そういう感じでございますね、分かりました。新婚世帯家賃補助ということで、さっき240千円ということございました。

あと、子育てをされるという方がこちらに移住してこられるときには、マイホーム取得支援金ということで300千円ということですかね。これはマイホーム取得支援ということですが、子育て世帯家賃補助制度はどういう内容になっているんですかね、同じこの300千円からですか、ちょっとここをお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

村越総合政策課長。

○総合政策課長（村越公貞君）

子育て世帯家賃補助についても、結婚と同じく最大年間240千円の賃貸料などを補助する制度になっております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4 番河野一仁君。

○4番（河野一仁君）

ありがとうございます、先ほどの上のほうの分もここの部分と絡んでおるということでございます。

どうしてこういったことを聞いておるかという、よく私が伺うのは、みやま市においては、近隣から比べると非常にそういった賃貸物件、アパートや借り家というか貸し家ですか、そこら辺の家賃が近隣に比べるとちょっと高いというふうな話をよく伺います。これは民間の法人の方が調べられたような内容があるんですけども、これによりますと、そういった賃貸物件、みやま市においては255件で、近隣でいきますと、柳川市が910件、筑後市1,622件と、圧倒的にみやま市が少ない。要するに、そういった競争相手が少ないもんですから必然的に家賃がちょっと高くなっているのかなというふうな、これは私の推測でございますけれども、もちろんこちらには大家さんがおられて家主さんがおられるというようなことで、そこら辺で値段の設定というのはされてあるんでしょうけれども、こういった現状があるということでございますが、この辺はちょっと市のほうはどのように把握されてあるのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

村越総合政策課長。

○総合政策課長（村越公貞君）

ただいま河野議員がおっしゃった近隣よりも家賃等が高い、また、物件が少ないんではないかという御意見でございますが、この件につきましては、どうしても民間がアパートを建てたりとかする観点で、行政としてどういったことができるかというのはちょっとなかなかお答えづらいんですが、当課でも、転入・転出の際のアンケートとか、そういったことをする際に、家賃が高いとか、物件が少ないという声はあまり聞こえてはこないんですけど、どうしても物件が多いような市については、競争性とかが働いてやっぱり安い物件も多いのではないかというふうに思っております。また、移住相談で一番多いのは、空き家はないのかという、そういった相談はあっております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番河野一仁君。

○4番（河野一仁君）

一応こういった民間の調査内容が出ておりますので、できればこういったのも参考にしていただいて、もちろんアパートを市がどうこうするというわけにはいきませんので、そういったところへの支援なりが、少しなりの補助なりがあつて近隣とそこら辺が並ぶような形になればいいのかなというふうに思っております。

こういったことを申し上げるのもなんですけれども、やっぱり移住先を決めようと思ったときに、私はみやま市民でございますけれども、ほかと比べると、やっぱりどうしても知名度、そして利便性、その辺を考えると、買物とかの利便性を考えると、やっぱりどうしても近隣のほうに目が行くのかなというふうに思っております。そういった中で、家賃も高いとかいうことになれば、おのずと選択肢から漏れていくんじゃないかなというふうに思いますので、そういったところをフォローする意味でも、そういった支援なりができればなというふうに思うところでございます。

といいますのも、冒頭で申し上げたとおり、今は本当、ああいった産業団地のほうが企業さんが決まったり、また、ワンヘルスセンターができるというようなことで、人が本当にこちらに大分流れてこられるような環境に今なりつつあるのかなというようなところで、これから先、そこにお勤めの方、また、関連の方がこちらのほうに越してこられるかこれなのかは、やはりこちらの受け入れる側の環境等々によるのかなというふうに思いますので、そういったところを手厚くして、先ほども言ったように、近隣に負けないような施策内容でこちらのほうに来ていただくような、またそういった姿勢も大事なのかなというふうに思っております。少しのところからでも地道にやっていけば、それが大きく実を結ぶのではないかなというふうに思っておりますので、せっかくここに書いてあるように、選ばれるまちになるような、そういったところでお勤めいただければというふうに思っております。

まず、住まいを変えるときというのは、大体学校を卒業して就職するとき、大学行くときもあるかもしれませんが、大学は近くにございませんで、ちょっと遠くになるんですけれども、就職するとき、または結婚するとき、この辺かなと思います。その辺については、ここにこういった施策がございますけれども、その間の方ですよね。一旦就職して結婚するとき、する前の方、独身の方が就職するというようなところで、じゃ、こっちに引っ越してこようかと、どこか引っ越そうかというようなときの部分に対しての支援というのは、ちょっと今これを見た限りではないように感じたんですけれども、そこはどうなんでしょう

か。

○議長（牛嶋利三君）

村越総合政策課長。

○総合政策課長（村越公貞君）

若者の支援ということで今御指摘いただいた年代などの補助については、また本年度から1点だけちょっと国の補助事業を活用しまして地方就職学生支援事業というものに取り組んでおりまして、こちらが地元就職で戻ってくるという、東京圏とかの大学に通われている方が就職試験を受けに来る、また、地元に戻ってくる、その引っ越し費用とか、そういったものを補助する制度に今年度から取り組んでおります。

ただ、今御指摘をいただいておりますように、本市としては、子育て世帯とか結婚を機にというような補助金はありますが、若者が戻ってくるための家賃の補助とか、そういったものはまだ取り組めていない状況となっております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4番河野一仁君。

○4番（河野一仁君）

今、みやまからは福岡まで行くのにも、割かし四、五十分程度で行けるぐらいの場所にある市でございます。福岡で就職されるという方が福岡のほうに移住するんじゃなくて、こちらのほうで住んでやっていこうというふうな環境もぜひつくっていただければなというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それで、具体的事項2のほうに移りたいと思います。

今度は、これは企業誘致の部分についての市の施策についてお伺いしておるところでございますが、ちょっとなかなかこれがまた難しい名前で、工業等振興促進条例施行規則、またかみそうな条例内容でございますけれども、これとまた、前の議会のときに宿泊業に対しての何か条例がありましたよね、奨励措置に対する条例が。その違い、そこら辺、何かもうちょっと分かりやすく御説明いただければありがたいんですけれども、条例が改正された部分と今まであった部分とのその違い、よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

垣田商工観光課長。

○商工観光課長（垣田智章君）

私のほうからお答えいたします。

議員さんお尋ねの工業等振興促進条例につきましては、工場等の新設、増設に際しまして、投下固定資産総額が27,000千円で5人以上の従業員が雇用される企業に対しまして、固定資産税の3年間の課税免除と市民を3人以上雇用した場合の雇用奨励金というものを御用意しております。

なお、対象となります業種は、規則の中で、製造業、運輸業、卸売業、宿泊業などに限定をしているところでございます。

次に、宿泊施設の誘致に関する条例につきましては、3月議会で改正をさせていただきまして、改正の主な内容といたしましては、指定区域に都市計画マスタープランに掲げる沿道型商業地を追加したというところが1点でございます。

それからもう一点、固定資産税の税率を6年目から10年目までの間につきましては2分の1の不均一課税とした、この2点が改正の主な内容でございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番河野一仁君。

○4番（河野一仁君）

この辺のやつは何か1つにできないものでしょうかね。これはいろいろ適用するかしないかというのはちょっと見るのにもなかなか分かりにくいのかなというふうな思いでございます。しかも、これは業種がちょっと限られておるということでございましたですね。これは私はよく読んでいなかったんで、そこまでちょっと分からなかったんですけども、業種が製造業、運輸業、卸売業に限られてあるということですかね。それプラス宿泊業ということかな。ほかにも商業だったり飲食業ございますけれども、その分については適用外になるということでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

垣田商工観光課長。

○商工観光課長（垣田智章君）

お答えいたします。

対象業種につきましては、ここでは限定して列举をいたしておりますけれども、製造業、

運輸業、卸売業、宿泊業、そのほかもございますけれども、商業施設等に対するのは対象業種には含まれておりません。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4 番河野一仁君。

○4 番（河野一仁君）

もちろんこういった業種になりますと、雇用等とかもあるというようなところでそういった条例内容になっておるかと思えますけれども、でも、多分多くの市民の方がやっぱり買物するところや御飯を食べるところ、よく私もそこを聞かれるんですよ、やっぱり買物をするところが少ない、ほぼ1 択みたいなことをおっしゃりますし、昼なんかは御飯食べるところも少ない、ちょっとお茶飲むところもないみたいな話をよく伺います。

もうちょっとそこら辺のところを踏まえますと業種のほうも広げていただけるといいのかなというふうには思いますが、もちろんここには地元の商工会とか、そこら辺との絡みというか、その方たちの部分のところを思っておるところがあるかとは思いますが、やはり市民のニーズというのを考えると、そういったところを先ほど言ったような業種も大いに望まれてあるところがあると思いますので、その辺のところを業種を増やしていくとかいうお考えはないか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

垣田商工観光課長。

○商工観光課長（垣田智章君）

お答えいたします。

ただいまの御質問は、対象業種の中に商業施設、または飲食業等の業種を追加してはどうかという御質問かと思えますけれども、確かに商業施設、飲食業の誘致を図ることは市民生活の利便性の向上につながるものとは考えられます。しかしながら、既存の店舗等と共存を図っていくということが重要でございますので、そういった施設等を誘致することに関しましては、商工会のほうと連携して十分検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4 番河野一仁君。

○４番（河野一仁君）

既存の店舗等々というような話がありましたけれども、既存の店舗等々にもそういった奨励制度というのはないのでしょうか。要するに、事業を拡大するとか、店舗を広げるとか、人員を増やすとかいった場合の制度はないのでしょうか。ちょっとそこをお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

垣田商工観光課長。

○商工観光課長（垣田智章君）

既存の企業等に対する奨励措置でございますけれども、先ほど申し上げました工業等振興促進条例に該当する業種につきましては、既存工場の新たな設備投資に際しまして、固定資産税の３年間の課税免除と雇用奨励金を御用意いたしております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

４番河野一仁君。

○４番（河野一仁君）

この条例の印象というのが、分かりやすく言うと、大きな会社への支援ということじゃないかなというふうに思っておるんですが、これが個人商店だったり、そういったところへの支援制度というのはないのでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

垣田商工観光課長。

○商工観光課長（垣田智章君）

工業等振興促進条例以外の今おっしゃいました既存の個人商店等に対する奨励措置というのは、現状としてはございません。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

４番河野一仁君。

○４番（河野一仁君）

既存では——じゃ、新たに起業というか、店を出そうとかというふうな場合の制度もないのでしょうかね。

○議長（牛嶋利三君）

垣田商工観光課長。

○商工観光課長（垣田智章君）

市内で新たに起業される方に対しましては、移住定住起業支援補助金というのを御用意しておりまして、基本限度額の上限200千円をベースに地域指定の加算とか業種の加算、空き店舗活用に係る加算、そういったので加算をしまして、上限で1,000千円の補助金を御用意いたしております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4 番河野一仁君。

○4 番（河野一仁君）

そこをちょっと聞きたかったんですね。ようやく出していただいてありがとうございます。

そんなふうで、ぱっとそういった制度というのがすぐなかなか答えにくいところがやっぱりあるかと思うんですね。だから、もうちょっとその制度自体も、大きい会社、普通の小さいち言うたらあれですけども、そういった個人の企業、会社さんとか商店とか、そういったところでもう2つぐらいには大きく分けて、その内容を規模に応じて補助制度をつくとか、そういった条例で、もうちょっと分かりやすいような、一覧表にでもできるような、そういった制度をつくり直されたらどうかなと思うんですけども、これはちょっと条例でございますので、なかなか簡単にはいかないところもあるんですけども、できればもうちょっとそういったところを分かりやすく、表の中でぱっと見てできるような、そういった感じのやつをつくっていただけるとありがたいなというふうに思っておるところでございます。

せっかくこういった制度があるので、大いに活用いただけるようなことも大事じゃないのかなというふうに思っております。なかなかこういった分かりにくいと、実は出し渋ってんじゃないのかなみたいな、そういうふうに私個人は思うんですけども。ですから、せっかくですから、本当に何度も言いますように、分かりやすいようなところでそういった施策のほうを打ち出していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

要は、こういった制度等をできればもうちょっと活用いただくためにも、本当に何回も言うように、しっかりとその周知をしていただきたいし、実際そのところで現在、工業等何

ちらの条例なんですけれども、この分が施行されてどれぐらいになるんでしょうか。
ちょっとまず年数、そこをお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

垣田商工観光課長。

○商工観光課長（垣田智章君）

お答えいたします。

工業等振興促進条例につきましては、合併と同時に施行がされておりますので、もう20年程度になろうかというところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4 番河野一仁君。

○4 番（河野一仁君）

じゃ、また伺いますが、その20年間の間でこの制度を利用された分がどれぐらいあるのかを教えてくださいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

垣田商工観光課長。

○商工観光課長（垣田智章君）

工業等振興促進条例の適用の実績でございますが、これまで18社の企業さんに対しまして適用をいたしております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4 番河野一仁君。

○4 番（河野一仁君）

結構前からのある制度ということで18件、これが多いか少ないかというのはちょっと微妙なところでございますけれども、そこについてはもうこれ以上申し上げません。

今度新たにつくられまして改正されました宿泊施設の部分ですけれども、これはここにおられる全議員さんがやっぱりどうしてもこのみやま市に宿泊施設が欲しいというふうなことは、これは思っているところかと思えます。

そこで、いろいろ見ますと、この分に対して制度が、支援内容につきましていろいろ条件

があるのは当然のところでございますけれども、ここの部分で、これは私が聞いたところでは、何か70人以上宿泊できるような施設じゃないといけないとかなんとか、そういうような話を伺ったんですけれども、そこんところどうなんですかね。

○議長（牛嶋利三君）

垣田商工観光課長。

○商工観光課長（垣田智章君）

お答えいたします。

宿泊施設の誘致に関する条例につきましては、要件といたしまして、宿泊の定員が70名以上、それから、市民を新たに5名以上雇用する、その他細かい要件ございますけれども、大きくはこの2点でございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番河野一仁君。

○4番（河野一仁君）

これが70人以上になると、普通のビルのようなホテルが大体想定されるところでございますけれども、なかなかそういったホテルさんというのは、今のみやま市の人口に対して来ていただけるかというのは本当なかなか厳しいところかなというふうに思っております。

この部分の条例の内容の緩和じゃないですけど、それは70名じゃなくて、それは二、三十人であったりとか10人であったりとか、先ほどの工業等何ちゃらのというように、ランクじゃないですけども、それに応じた補助制度みたいなのをつくられるのはどうかなと思うんですが、その辺はどうでしょうかね。

○議長（牛嶋利三君）

垣田商工観光課長。

○商工観光課長（垣田智章君）

お答えいたします。

宿泊施設の立地につきましては、幅広い形態で幅広いいろんな規模の宿泊施設が立地することが望まれますので、その段階的な設定につきましては、先進地の事例も含めまして検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4 番河野一仁君。

○4 番（河野一仁君）

ここの部分について今御質問した部分では、先般ちょっと総務委員会のほうで、何か荒尾のほうに行かれるというようなこととおっしゃってありましたものですから、そのついでに、荒尾に行かれるんだったら、あそこにコンテナハウスのホテルがございますよね。あそこが40室ですね。ああいうのですと投資する額もそこまでないので、ああいった形でも、その分は、40室は別として20室でもそういった感じの宿泊施設を、そういったのでも誘致できればなというふうに思っておるところでございますけれども。ですと、この部分の条例だと70名以上の宿泊ということでございますので、なかなかこういった条例の補助制度の適用には当たらないというようなことになります。できれば、先ほど言ったように、そこら辺のところを段階的に分けてそういった支援ができれば、こういった誘致される方もやりやすいんじゃないかなというふうに思います。

先ほどの答弁の中に、誘致何とか推進員の方には10,000千円を限度とする報奨金があるということでございましたので、そういったのを大いに宣伝いただいて幅広い方に知っていただいて、みやまの企業誘致にいろいろ情報なり協力なりしていただけるといいのかなというふうに思っておりますが、残念なことに、これは議員は該当しないんですよね。議長、10,000千円の報奨金、これは議員該当せんらしいです。こういった制度もあるということでございますので、大いにこういうのを活用していただき、企業誘致なり宿泊施設の誘致に頑張っていただきたいなというふうに思っておるところでございます。

幸い市長は幅広い人脈を持ってあるということを常々おっしゃっておりますので、現在こういった制度も使いながら、どこかアプローチしてあるようなところがあれば教えていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。市長、お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

河野議員の御質問にお答えいたします。

私も河野議員がおっしゃるように、宿泊施設、本当に本市にとって欲しい、必要だと思っております。近隣の八女市でありますとか筑後市でありますとか、また、大牟田、柳川、近

隣には全部、立派なビルのホテルが何棟もございます。残念ながらみやま市には一棟も、一件もございません。今御提案のあったコンテナハウス型の宿泊施設とか、いろんな形態があると思います。ぜひともその誘致活動は進めてまいりたいと思っています。

先日もあるところに要望活動に行きましたけど、なかなか難しいなど。人口動態とか、そういうホテルさんがあるところは、やはり駅の前であるとか人流の大きいところ、都市部である、非常にそういう部分でございますので、本市にとりましては、そういう人流の多いところで考えますと、やっぱり今現在では443号バイパスとかも候補の一つとして挙げられるのではないかとということで、ちょっとまた模索してまいりたいと思います。

人脈については偏った人脈でございますので、あまり御期待をいただかないようにお願いいたします。すみません。

○議長（牛嶋利三君）

4 番河野一仁君。

○4 番（河野一仁君）

偏った人脈ということでございまして、そうでしたか、ありがとうございます。

これはさっきも村越課長のところで申し上げましたけれども、みやま市というのが、悲しいかな、知名度がやっぱり低いんじゃないかなと、低いところにあるんじゃないかなと私は思っております。近隣のそれなりの知名度のあるところと比べると、そういったところじゃ、仮にてんびんにかけられたらやっぱりどうしても負けてしまうんじゃないかなというふうに思っておりますので、でも、そこはそう言っている場合ではございません。先ほどからあるように、今は好機でございます。しっかりとそこの部分を心得ていただいて誘致活動に力を入れていただきたいなというふうに思っております。

これは150,000千円限度と言っておりますけれども、これはいっそ5億円とか、そんなのはできないもんですかね、市長どうでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

財源があればぜひそうしたいと思いますが、なかなか厳しい財源の中でやりくりをして、やっこの150,000千円をひねり出したところでございます。ぜひ宣伝しながらしっかり進めてまいりたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

4 番河野一仁君。

○4 番（河野一仁君）

ぜひさらにやりくりをしていただいて、よそにないような制度でよそと差をつけていただければなというふうに思います。

すみません、時間なくなってまいりましたね。じゃ、2 問目のほうに移らせていただきます。

○4 番（河野一仁君）（登壇）

それでは続いて、私からの2 問目の質問でございます。教育長の教育方針についてということで質問させていただきます。

本年4 月に就任されました藤岡教育長におかれましては、長年、教職として勤められ、教壇を降りられてからも本市の教育にはいろいろな形で携わってこられました。その経歴につきましては皆様御承知のところかと思えます。教育長には、そのキャリアを存分に生かしていただき、大いに手腕を振るっていただき、本市の教育の向上に寄与されますことを願うところでございます。

教育長の就任に当たり、教育部のトップとして今後のみやま市の教育をどのようにお考えかお伺いをいたします。この件は、教育部の方針とかではなく、教育長個人のお考えをお聞かせいただけたらなというふうに思っておるところでございます。といいますのも、さきの定例会で私どもはこの人事案件には同意はいたしておりますけれども、教育長からのお言葉というのは御挨拶程度しかちょっといただいておりませんので、ここで所信なり抱負なりを述べていただければというふうに思っております。ちょっと時間があと10分少々しかございませんので、その短い時間ではございますけれども、存分に使っていただいて結構でございますので、私から再質問の用意はしておりません。感動して今日は泣くかなと思ってちょっとハンカチも4 枚持ってきております。ぜひフルに時間をお使いいただき、先ほど申し上げました抱負なりを述べていただければなというふうに思いますので、教育長どうぞよろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

藤岡教育長。

○教育長（藤岡育代君）（登壇）

河野議員の教育長の教育方針についての御質問にお答えをいたします。

議員さんの4枚のハンカチをぬらすかどうかちょっと自信がないんですけれども、私の思いをお答えしたいというふうに思います。

お答えが教育全般に対する考え方とかみやま市の教育に対する考え方など、理念的な内容になるかと思いますが、よろしくお願いします。

私は、教育は未来のみやま市を、日本を、そして、世界を担う人材を育てる崇高で夢のある仕事だと考えております。私も長きにわたり教育に携われたことは、喜びであり、誇りでございます。

このたび、みやま市の教育行政を預かる代表者の職務を担うことになり、改めて自分の教育に対する考え、教育行政に対する考えを新たにしているところでございます。

教育の目的は、子供たち一人一人の能力を伸ばし、自立の基礎を培うことであります。全児童・生徒に光が当たる教育を与えていきたいと考えております。

みやま市の教育大綱には、「まちづくりは人づくり」「人づくりは教育」の観点に立ち、本市の伝統や文化、風土のよさ、人の温かさ、人の和を学んだ児童・生徒が、ふるさとを愛し、ふるさとに根づき、ふるさとを成長発展させるような人材を育てる、そのことを掲げております。

私も本市で育ちました。本市は豊かな自然環境とともに、人情、人の温かさが豊かなまちであります。私は、人は大事な教育資源であると考えています。人が人を導き、育てると言われます。市民の皆様お一人お一人が大事な教育資源だと考え、人を大事にする教育を展開していきたいと考えております。

まず、議員さんの1つ目の少子化が進む中での学校教育についてということでございますが、学校教育については、安全・安心の教育を基盤に、子供が主語になる教育を展開していきたいと思います。子供にとって何が必要かということを常に頭に置き、私が決断したり判断したりするところの源と考えていきたいというふうに思います。

学校づくりでございますが、学校には会いたい先生や友達がいて、わくわくする学びがある、子供たちが毎日機嫌よく家路に着ける、学校の先生たちも機嫌よく家路に着ける、そのような学校づくりを実現していきたいと考えております。

2点目の高齢化が進む中での社会教育についてでございますが、社会教育につきましては、市民の皆様お一人お一人も、ふるさとみやまに誇りを持たれ、生涯にわたり学び、生きがい

を高めていけるような活動づくり、仕組みづくりをつくり出していきたいと考えております。

冒頭、人を大事に、人が人を育てると申し上げましたが、児童・生徒を導く人材を育てることも大切だと思っております。人生の先を歩む者は、後に続く人材を育てることも大きな使命でございます。学校教育や社会教育におきまして、また、教育行政職におきまして、自分の後に続く人材を育てながら後継者の層を厚くしていくことも私の大事な仕事だと考えております。

以上、教育や教育行政に対する理念的なお話になりましたが、これからも本市の教育行政により一層の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4 番河野一仁君。

○4 番（河野一仁君）

教育長に御答弁いただいたところでございます。笑顔で演壇のほうにお迎えいただいて、今、理念についてお答えいただいたところでございます。あの笑顔を見ておりますと、私も機嫌よく自席に帰れるような気がいたします。しっかりと先ほど述べていただきました理念を持って、これから任期の間、しっかりと教育長として、市の今の立場は、先ほどの答弁にありました教育行政でございます。教育者だけでなく行政も今度関わってまいりますので、その辺も踏まえた中での教育長としての仕事を全うしていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

5 分余りましたので、ここでちょっと現実的な話をしてよろしゅうございますかね。ちょっと部局の方もおられますね。

これも教育長個人の考えで結構でございます。早めに駆け足で申し上げますね。

今、福岡県においては、県立の高校等は体育館の冷房を入れるよというようなことで準備をしてあるようでございます。みやま市内における小学校、中学校の体育館の冷房についてどうお考えか。そしてあと、小学校、そして、中学校の統合等の話、小学校は大分終わってまいりましたが、また、中学校の統合の話が出ております。小・中学校についてはそうですけれども、大人の部分の社会教育施設、これは各町にございまして幾つかあるんですけれども、その辺を集約するとか、そういうお考えかどうかというようなところです。

それと、これは去年12月の議会のときに私申し上げました中学校建設、これは前教育長の

ときにあっさり却下されたんですよね。というのは、今の中学校をどうせ建て直すなら、ワンヘルスセンターのところに移動したらどうかというようなことを提案させていただいたんですけれども、これは今日は河野課長おらっしゃれんかな——おらっしゃれんですね、から却下されましたということでいただきまして、これは待鳥前教育長のときの話でございますので、藤岡教育長はその辺はどげん思わっしゃるかというようなところをお伺いしたいと思います。駆け足で結構でございますので、ちょっとお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

藤岡教育長。

○教育長（藤岡育代君）

それでは、体育館等のクーラー設備と公共施設のことについて併せて御答弁をいたします。

現在、教育部が抱えている公共施設、学校と社会教育関係の施設を合わせると、三十数件の設備を抱えております。それが全て老朽化をしております。この維持管理については、今後、財政を圧迫していくんじゃないかなというふうなところも危惧しているところでございます。

そして、先ほど議員申されました人口ビジョンのところも見ますと、今後、集約化というところの方向も計画をしていかなければならない時期に来ているのかなというふうに感じているところでございます。この件については市長部局とともに検討を図っていきたいと思います。

それから、クーラーの体育館への設備でございますが、全ての体育館にクーラーがつくというのは望ましいことではございますが、なかなか財政的にも厳しいことが予想されますので、拠点を決めてクーラーを設置していくなども今後考えていくことが必要かなというふうに思っております。

最後のみやま中学校の設置、議員さん言われるように、教育委員会の中でもワンヘルスセンターの横にというような話はあったというふうに聞いておりますが、現行どおりとなったという報告を受けています。

現在、プール、それから武道場、体育館は現在の建物を利用して新しい校舎を建てるということになります。その設計業者の選定を来月進めていくようになっておりますので、ちょっと走り出しておりますから、申し訳ございません、次の機会にということでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4 番河野一仁君。

○4 番（河野一仁君）

ありがとうございます。本当にいろいろ教育長もお考えのあるところでございますので、今後、市長部局ともしっかりと連携を取っていただいて、みやま市の教育の発展にぜひ御貢献いただきますようによろしく願いいたします。

先ほど来から何回も申し上げますように、ちょうど本当に今は好機かと思います。ちょっと前の話ですけど、これらの事業をいつやるの。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

お答えをいたします。

今でしょうと言いたいんですが、今からでしょう。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4 番河野一仁君。

○4 番（河野一仁君）

ぜひよろしく願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

ここで暫時休憩をいたします。会議は15時15分からよかですね。

午後 3 時06分 休憩

午後 3 時16分 再開

○議長（牛嶋利三君）

そしたら、休憩を閉じて、会議を再開します。

一般質問を行ってまいります。

6 番奥蘭由美子君、一般質問を行ってください。

○6 番（奥蘭由美子君）（登壇）

皆様、改めましてこんにちは。議席番号6番、公明党、奥菌由美子です。本日最後の質問となります。どうぞよろしくお願いいたします。

では、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、終活を通じた権利擁護支援をとの主題で質問させていただきます。

みやま市合併直後の2007年3月時点の人口は4万4,081人、世帯数は1万3,878世帯、1世帯平均人員3.18人でした。直近の2025年4月末時点の人口は3万3,940人、世帯数は1万4,683世帯、1世帯平均人員2.31人で、人口は約1万人減っているのに、世帯数は約800世帯増えています。2人世帯や単身世帯が増える中、終活にまつわる様々な問題に対し、これまでの家族に頼った在り方では対応し切れなくなっているのではないのでしょうか。

そこで、2点お尋ねいたします。

具体的事項1、お一人様の終活支援についてお尋ねいたします。

みやま市内の65歳以上の単身者の人数と、親族が見つからず市が火葬・埋葬を行った件数の推移をお尋ねいたします。

終活、エンディングノートといった言葉は随分浸透してきていると思いますが、もしものときに備え、具体的な準備をしている方は少ないのが実情ではないのでしょうか。

広島県東広島市では、今年2月から身寄りのない高齢者のもしものときに備え、本人が緊急連絡先や遺言書の保管場所などをあらかじめ市に登録する終活情報登録事業を実施しています。この事業の具体的な内容ですが、対象者となるのは、在宅で生活し、緊急時に身近に頼れる人がいない65歳以上の方で、若年性認知症など、特別な事情がある場合は65歳未満でも受付可能となっています。登録できる内容は、1、緊急連絡先、2、かかりつけ医や持病、アレルギーなどの医療情報、3、エンディングノートの保管場所、4、臓器提供の意思、5、葬儀や遺品整理に関する契約先、6、遺言書の保管場所など計10項目。市は登録完了後に登録証を交付し、財布に入れて持ち歩いたり、冷蔵庫の扉など、分かりやすい場所に掲示したりするよう促しています。登録された情報は、病気や事故など、意思表示が困難となった際、医療機関や警察、事前に指定した人たちからの照会に対して、市が本人に代わって開示します。登録費用は無料です。

登録事業は、高齢者の将来の安心につながります。みやま市でもぜひ導入の検討をさせていただきたいと考えます。

また、社会福祉法人やNPO法人などの法人が成年後見人などになり、判断能力が不十分

な方の保護、支援を行う法人後見の事業の必要性が高まっていると感じます。市としても何らかの支援が必要ではないでしょうか。市の見解をお尋ねします。

具体的事項２、親亡き後の支援事業についてお尋ねいたします。

障がいのある子や高齢の親が子を養う、いわゆる8050問題と言われるひきこもりの方の御家族にとって、親が亡くなった後の子の生活をどう維持していくかは重要な問題です。介護、障がい、子供、困窮など、複合複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制が必要です。複数の課にまたがるような問題に対し、市の相談体制の強化を図り、断らない相談支援、断らない窓口の実施をしていただきたいと考えますが、市の見解をお尋ねいたします。

以上２点について御答弁をお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

それでは、奥菌議員の終活を通じた権利擁護支援をとの御質問にお答えいたします。

まず、１点目のお一人様の終活支援についてでございますが、本市では高齢化の進行に伴い、単身高齢者世帯が増加しており、支援体制の強化は重要な課題であると認識しております。

議員お尋ねの65歳以上の単身者の人数は、2007年４月１日現在で1,696人、2025年同日現在では3,189人となっております。

次に、親族が見つからず、本市が火葬・埋葬手続を行った件数の推移につきましては、平成29年度、令和５年度、令和７年度において１件ずつございました。

もしものときに備えた取組としまして、まず昨年４月に福岡県医師会、地元医師会及び福岡県と協定を締結し、とびうめネット登録事業を開始しております。もしものときに医療機関が緊急連絡先等を把握できることで、適切で迅速な医療につなげることが可能となります。

また、もしものときのために、自分の望む医療やケアについて事前に身近な人と話し合いをしておくACP、アドバンス・ケア・プランニングの普及にも努めているところでございます。啓発ツールとしまして、本市独自のエンディングノート、「私の思いノート」を作成し、配布を行っております。（現物を示す）これが配布しているエンディングノート、「私の思いノート」でございます。この中で、先ほど申し上げましたACPとは何か、アドバンス・ケア・プランニングの意味、説明もこの中に入って、配布をしておるところでございます。

さて、人生の終末段階においてどのような医療や介護を受けたいか、あらかじめ話し合っ
て、自分の意思を記録することで、高齢者本人やその御家族が少しでも満足のいく最期を迎
えていただけるよう、事前の意思決定を推進してまいります。

さらに、市民の皆様が安心して暮らせる地域づくりを目指す上での重要な基盤として、本
年度新たに成年後見センターを設置いたしました。成年後見センターは、判断能力が低下さ
れた高齢者の権利擁護や財産管理などの支援を行う成年後見制度の利用を促進する機関であ
り、地域包括支援センターと連携した権利擁護支援体制も整備してまいります。

市民の皆様が将来の不安に備え、成年後見制度の利用について準備ができるよう、関係団
体等とも連携し、制度の普及啓発に努めますとともに、一方で、将来的には利用ニーズの増
加が見込まれることから、法人後見事業についても研究の必要があると考えております。

今後は、既存施策を基盤としつつも、地域ニーズや課題を把握し、先進地事例などの調査
研究を進めながら、一層充実した支援体制の構築に努めてまいります。

次に、2点目の親亡き後の支援事業についてでございますが、障がいのあるお子さんや、
ひきこもりのお子さんを持つ親御さんにとって、御自身亡き後のことは常に気がかりなもの
と承知しております。本市における障害者手帳所持者の総数は約2,300人で、ほぼ横ばいで
ございますが、内訳を見ますと、身体障がいの方が緩やかに減少している一方で、精神障
がいの方が増加傾向となっています。

本市では、障がい福祉サービスとして自立支援給付を行っており、居宅介護などの訪問系
サービスや自立訓練、生活介護、就労に関する各種支援を行う日中活動系サービスなどがご
ざいます。また、地域生活支援事業では、相談支援事業として基幹相談支援センターを設置
して、障がい者の権利擁護のための援助を行い、自立した生活への支援を行っている状況で
ございます。

議員御指摘のとおり、支援ニーズは多様化、複合化してきており、包括的、重層的な支援
の必要性が高まっていることは認識しております。現在は、げんきかんで実施しているくら
しの困りごと相談室などの各相談窓口と市役所の各部署が連携し、個別の課題に対応してい
るところでございます。相談内容は今後ますます多様化、複合化してくるものと思われるた
め、市民の皆様のお困り事に対しまして、より丁寧な窓口対応と連携の強化に努めてまいり
たいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

6 番奥蘭由美子君。

○6 番（奥蘭由美子君）

では、具体的事項ごとに、また改めて質問させていただきます。

先ほどございましたけど、65歳以上の単身者の人数ですけど、2007年、ちょうどみやま市が合併した年の4月1日は1,696人だったのが、今年、2025年の同日では3,189人ということで、約倍増しているということで、やはり単身世帯が増えているというのはこの人数でもよく分かるところでした。

逆に、親族が見つからずに、市で火葬・埋葬手続を行われた分につきましては、平成29年度、令和5年度、令和7年度、各年度においてそれぞれ1件ずつということで、ほぼ市が関わった部分はなく、何とか御親族というか、関係のある方に手続をお願いできたというところは少し安心する要素ではございました。みやま市は昔からのつながりがまだしっかり残っているんだなというところで、これにつきましては少し安心したところではございますが、やはり先ほどももしものときのためということで、福岡県と協定を締結したとびうめネットの登録事業とか、あとACP、アドバンス・ケア・プランニング、先ほど市長が、こういうちゃんと冊子があります、くすっぴーのマークのついたのを見せていただきましたけど、そういうことでいろいろ市としてもやってはいただいているというところではございますけど、実は私もお一人様ですので、やはり正直、人ごとじゃないなというのがあります。

また、議員という立場上、そういった方からの御相談を受けることもあります。ただ、私のところに御相談に来られるときというのは、本当にせっぱ詰まって、どうしようもなく、どうしたらいいんだと慌てて来られる方が多いので、私も御相談を受けて、ああ、どうしたらいいんだろうかというぐらい結構難しい問題を相談されることも実際あります。一応高齢者の方だと地域包括支援センターに御相談に行って、正直、非常によく課長をはじめ、皆さんに対応していただいて、何とかこれまで、先ほどもありましたように、キーパーソンを見つけて、その問題解決につなげられてはおります。

ただ、先ほどちょっと触れましたけど、法人後見をお願いすると費用がかかりますので、事前にその費用をかけてまで法人後見をされる方というのが実際はなかなか少ないかなというのが、また実際、自分が元気なうちは、やっぱりいつ具合が悪くなるとか、自分の寿命が幾つでとかは誰にも予測がつきませんので、なかなかまだ元気やけんということで相談に行かない方も多いかと思います。

やはりそういった身寄りのない方が亡くなられたとき、先ほどは一応キーパーソンの方がいらっしゃるので、そこまではないかもしれませんが、財産の処分とか、持家とかだったら家と土地の処分が、きちんと相続の手続ができなかった場合は、そのまま放置されたら管理不全の危険家屋になったり、草ぼうぼうの管理不全の土地になったりとか、そういう問題も含んでおります。なので、やはり生前に、元気なうちに、きちんと死後事務委任契約、ちょっとお金はかかりますけど、していただければ、こういう問題もかなり防げるんじゃないかなと思います。

実際、具体的に準備を進めてある方は、そこまでまだされていない方のほうが大多数ではないかと思うんですが、ただ、お話しすると、皆さん高齢者の方は、やはり自分の死後、亡くなってしまった後に関して、何か不安を抱えていらっしゃる方も多くいらっしゃるようです。

先ほどもちょっとありましたが、やはり高齢者の方が安心して暮らせるまちづくりのためにも、先ほど紹介いたしました東広島市で行っていらっしゃいます終活情報登録事業のような事業は非常に有効ではないかと思います。また、同じく法人後見事業についても絶対に必要な事業じゃないかなと思います。答弁でも今後絶対に必要になってくるということで答弁はいただいておりますが、重ねての質問にはなりますが、再度、市の見解についてお尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

山下介護支援課長兼地域包括支援センター長。

○介護支援課長兼地域包括支援センター長（山下優子君）

奥菌議員の再度の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、高齢者や障がい者の方など、権利擁護を推進するためには、多様な支援体制が重要だと考えております。その中で、成年後見制度が重要な役割を果たすとも認識しております。

今後は、市の成年後見センターを設置しましたことから、そちらのほうで権利擁護にとって必要な仕組み、また議員おっしゃられた東広島市の先進地の事例、そういったものを成年後見センターにおいて、関係機関のネットワーク構築や、法律や福祉などの関係団体を委員とします協議会も設置する予定にしておりますので、そちらのほうでみやま市の成年後見制度の利用促進について、有識者の方から御意見を頂戴しながら進めてまいりたいと考えてお

ります。

今現在では、そのような身寄りのない方や、お亡くなりになられた後の死後の財産等の処分については、今ある資源の中で、地域包括支援センターや福祉課のほうと連携を取りながら対応しているところでございます。今後はそういったところで、今後みやま市に必要な取組について検討を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

6 番奥蘭由美子君。

○6 番（奥蘭由美子君）

先ほどの答弁でちょっと出ましたけど、本年度新たに市へ成年後見センターを設置したということでございますが、これはどこの部署に設置したのかと、あと、よく言う成年後見人制度と、裁判所がよく後見人として選定するような制度とどこがどう違うのか、ちょっと先に御説明いただいてよろしいでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

山下介護支援課長兼地域包括支援センター長。

○介護支援課長兼地域包括支援センター長（山下優子君）

お答えいたします。

みやま市の地域包括支援センターのところに成年後見センターを設置しております。今、市民の皆様に分かるように、表示として看板を取り付ける準備をしております。仮に地域包括支援センターの看板のところにちょっと下げているような状況で、西館1階の地域包括支援センターの事務所のほうで対応しております。

家庭裁判所のほうの成年後見制度と申し上げますと、身寄りのない方が自分の財産や金銭、いろんなものを、それと自分がこれから入る施設やいろんな契約等に関して、後見人を自分の代理としてそういった諸手続をやっていくという制度でございますが、みやま市の成年後見センターのほうでは、そういった制度の利用促進をしていく機関として動いていく予定にしております。

どういったことをまず今年度するかといいますと、皆様方に成年後見制度というものをきちんとお伝えしていくという普及啓発という年にしていきたいというふうに思っております。この成年後見センターのほうでは、専門の社会福祉士が地域包括支援センターにおりますの

で、そちらと一緒に相談に対応するという形で、主に行政のほうでできます市長申立て、そういった手続の支援をさせていただいたり、そういった成年後見に関する相談に対応して、地域の支援が必要な方の関係者のネットワーク構築というところも立ち上げる業務の一つとなっております。

また、そういった関係団体の方々と協議会を設けて、みやま市の成年後見制度の利用促進について、何が必要なのか、どういったものが資源として必要なのかと、また成年後見の市長申立てに関して、この方には弁護士さんがいいであるとか、行政書士さんがいいであるとか、そういった後見人になっていただく方の事前の意見のやり取りというのもその協議会のほうでできればと今考えて進めております。そういった形で、今現在の考えている計画としては、成年後見センターを進めていきたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

6 番奥藺由美子君。

○6 番（奥藺由美子君）

よく分かりました。地域包括支援センターのところに成年後見センターを設置したということで、ただ、主な推進としては、その制度の利用促進をする普及啓発が主だということと、あと関係団体との連携、ネットワークをつくる、協議会を立ち上げるということ、これは非常にありがたいことで、確かに連携しないと絶対解決できない問題ではあるんですが、もう一つ、先ほどちょっと家庭裁判所で認定される成年後見人制度のことを触れましたけど、正直、ちょっと使い勝手が悪いんですね。全部、何でもかんでもそっちの後見人さんにしてもらうんじゃなくて、例えば、入院のときにちょっとだけ保証人になってほしいとか、例えば、施設に入らないといけないんだけど、保証人になってもらう人がいないから、ちょっとだけ、そこだけ手伝ってほしいとか、そのちょこっとだけ手伝ってほしいというニーズが、なかなか今現在のところNPO法人さんがやっている事業所とかしなくて、非常に皆さんのニーズにちょうどマッチングできるような内容になっていないのが実情かなと、私もいろいろ動いている中で思います。

なので、成年後見人制度がありますよということで、御相談を受けた方とかにも御紹介はするんですけど、やっぱり内容を聞くと、皆さんちょっと二の足を踏まれるんですね。いや、ちょっとまだそこまではということで。なので、せっかく成年後見センターを設置していただくんでしたら、今年は初年度なので、そういう普及啓発を目指して、関係団体とのネット

ワークをつくるという、そこはいいんですが、最終的に、やはりそういう、いや、そういう家庭裁判所を通してまでの成年後見じゃなくて、ちょこっとこだけ手伝っていただけると何とかできるんだけどなという、そのニーズを、できれば市が関係団体の方と協力して、何か一つの形として、今後そういう形が目指せれば一番ありがたいなと思います。今すぐできます、できませんとか言える問題ではないとは思いますが、ちょっとその考え方についてどう思われるか、御答弁お願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

山下介護支援課長兼地域包括支援センター長。

○介護支援課長兼地域包括支援センター長（山下優子君）

議員さんの御質問にお答えいたします。

おっしゃられるとおり、裁判所に申し立てて、経費を使ってまでも、そこまでの手間をかけたくないとおっしゃられる方もおられますので、成年後見制度の中の事前の任意後見がありますとか、先ほどの法人後見でありますとか、いろんな制度の中にある仕組みを市民の方に分かりやすく御説明していきますと同時に、その協議会の中で、そういったちょこっとしたお手伝いという形で本人に代わっての契約のお手伝いや、ちょっとした手続をしていただくという仕組みが、どういった形だったらできるのかということも併せて検討をしていきたいと思っています。

また、近隣の市町村では先進的に取り組まれているところもございますので、そういったところの調査研究もしていきながら、これからそういった取組の検討もしてまいりたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

6 番奥蘭由美子君。

○6 番（奥蘭由美子君）

そういったちょこっとしたお手伝いをしていただくという、これから検討していきますということですが、非常にありがたいなと思います。

実際、何か今、御答弁の中で、近隣市でもやっているところがあるということですが、何市がされているのか、ちょっと教えていただいてもよろしいですか。

○議長（牛嶋利三君）

山下介護支援課長兼地域包括支援センター長。

○介護支援課長兼地域包括支援センター長（山下優子君）

近隣市では大川市様のほうが、ちょっと独自のやり方で、そういった権利擁護のいろんな取組をされておりますので、そちらのほうをまた視察に行ったり、お話を伺ったりしていきたいと思っております。

あとは、法人後見につきましては、福岡県社協のほうで、近隣ですと、ちょっと近くではないんですが、久留米市さん、八女市さんの社協さんがそういった法人後見とかもなさっておりますので、そういったところの情報収集等もしていきたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

6 番奥藺由美子君。

○6 番（奥藺由美子君）

分かりました。ぜひ進めていただければと思います。

次の具体的事項 2 に移ります。

先ほどこっちと福岡市社協さんのお話が出ましたが、実は私、4 月に福岡市社会福祉協議会が行っています終活サポートセンターに個人的に視察に行っていました。非常に様々な先進的な事業を展開されております。説明を聞くたびに、一つ一つの事業が本当によく考えられた制度設計となっておりまして、非常に勉強になる研修でございました。

今、ちょっと一部ですけど、（現物を示す）これは頂いてきた資料ですけど、福岡市社協さんの終活サポートセンターとか、あと次は親なき後支援事業という、このチラシですけど、どうすれば皆さんが安心して暮らせるかという制度を、本当に先ほども言いましたが、多面的な問題を含んでおりますので、いろんな角度から考えていращやる、何かすばらしい事業でございました。

ただ、親なき後の支援事業につきましては、福岡市社協さんもまだ始められて1 年ちょっとということで、そんなに長いことやっている支援事業ではないそうなんです、1 年ちょっとの間で相談件数が91件あったそうなんです、契約に至ったのはゼロ件ということで、相談だけで、やはりなかなか契約にまで結びついていないのが実情ということでした。

その理由の多くとしては、相談に来られる方は、やはり障がいをお持ちの方の御相談が多くて、ひきこもりの方についてはお子さんの同意が大前提ということで、なかなかひきこもりの方に関しては契約にまで至るのは特に難しいというようなお話でございました。

私自身も、障がいのあるお子さんとか、あとひきこもりの方の親御さんから相談を受ける

こともこれまでも何回もありました。でも、皆さん同じように口々にされるのが、自分に何かあったら、この子は生きていけないと。このまま死んでしまうんじゃないかという、皆さん本当に非常に切実な思いを語られました。自分が死んだら、この子は多分死ぬやろうから、一緒に何か道連れにせんといけんじゃなかろうかというぐらい、やはり親御さんにとっては本当に何か切実な思いを御相談の中でもおっしゃっておいりました。

最初に申し上げましたが、介護、障がい、子供さんの問題、困窮、本当にいろいろな問題が、やはり複合的な問題、複雑化しておりまして、その法律的なもちろん専門知識も必要となりますし、また複数の課にまたがるような問題も多くて、ある相談者の方から、市に相談に行ったけど、その問題については、これは何々課に行ってくださいと。別の問題については、じゃ、それは何々課と。その問題については、ちょっと市役所では対応は難しいので、どこどこに行ってくださいということで、やはりこれは相談者にとってみればたらい回しにされているという感じにしか受け取られないかなと。市の所管がどうしても違いますので、そういった対応になってしまうのは仕方ないのかなとは思いますが、やはりまず相談者の立場に立って見たときに、そういった福祉的な相談を一旦総合的に受け付ける、先ほど一番最初に断らない相談支援、断らない窓口という名称で申し上げましたが、やはり一旦その相談に来られた方の思いを、それはほかの所管ですので、別のところでとかじゃなくて、一旦全ての相談者の方の思いを受ける総合的な窓口が必要じゃないかと思います。再度の質問になりますけど、そこの市の見解をまた再度お尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

野田福祉課長兼福祉事務所副所長。

○福祉課長兼福祉事務所副所長（野田英一君）

ただいまの奥薗議員の御質問にお答えいたします。

市としまして、福祉課題について重層的、また複雑的な課題が大変増えてきているという認識は持っておりまして、重層的な支援の在り方については、近年、福祉課を中心とした保健福祉部の中でも、様々意見を交換しながら、どういった支援を行っていくかというふうなことを随時話し合っているところです。

ただ、先ほど議員おっしゃられたとおり、一件一件の福祉課題について、重層的に絡み合っていることもありますし、その内容が非常に専門的な対応を要するというふうなところもございまして、これまでの現状の中では、おっしゃられるとおり、それぞれの担当の部署、

部門がその課題については担当していくというふうな状況があったのは確かでございます。

一方で、市として、先ほど少しおっしゃられた、いろんな部署をそれぞれ回っていかないといけないというふうな市民の方の御意見があるという部分については、極力そういった状況が発生しないようには、例えば、福祉課で最初に御相談をいただいたときには、1度、福祉課の窓口においておっしゃられるお話を全てお聞きさせていただいて、その上でちょっと福祉課で対応がどうしても困難な内容の部分については、当該の内容に対応できる部署の職員に電話をつなぎなりして、その窓口のほうに担当職員の出勤を要請して、なるべく相談者の方が移動したりせずに、一定、疑似ワンストップ的な感じでの相談ができるようには努めているところです。

ただ、先ほども申し上げたとおり、個別の、その個人の皆さんの置かれている状況によっては、どうしても様々な個人情報を確認しながら対応しないといけない場合もありますので、そういったことがどうしても必要になる場合においては、当該部署のほうに、大変申し訳ないんですけど、移動をお願いしながら対応させていただいているというふうな状況が現時点の状況かと思います。

先ほどの市長答弁の中にもございました、げんきかんにおいて相談窓口として開いておりますくらしの困りごと相談室においては、主に経済困窮者の方の相談が半数近くを占めるんですけれども、それに限らず、全般的な福祉課題、そういった生活をする中でのいろんな困り事を広く相談に乗りますというふうなことで、断らずに相談を受け付けますというふうなことで事業を行っております。こちらにおいては、ちょっと受付そのものは委託をさせていただいているところなんですけれども、個別の皆さんの御相談内容に応じて、それぞれ福祉課であったり、地域包括支援センターであったり、場合によって、子供の課題であれば子ども子育て課であったり、そういった部署につないでいただきながら、またそれを連絡を受けた部署間で連携を取って、課をまたいだ会議体等も開くなどしながら、重層的な課題にも対応するような、そういう体制で対応に当たっているというふうな状況でございます。

今後につきましても、ますます重層的な支援というのは必要不可欠になってくるかと思えますので、窓口の在り方についても併せて随時検討しながら、適切な体制、対応に努めてまいりたいというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

6 番奥藺由美子君。

○6 番（奥藺由美子君）

先ほどげんきかんにあるくらしの困りごと相談室のお話がありましたけど、確かにあるんですけど、正直あんまり何か問題が解決したというお声が私、何か行っただけど、結局どうしようもなかったと、駄目だったとおっしゃる声も聞かれるところでございます。

また、先ほど福祉課の窓口に来られた方で、いろんな課にまたがる重層的なときは、疑似ワンストップ的な対応もしているということでは言っていましたけど、皆さん、ただ、まずどこに行けばいいのかが分からない。いろんな問題が重なっていて、何とかしてもらいたいんだけど、まずどこに行けばいいのかが分からないという、そもそも論というか、そもそも問題がありまして、福祉課に来ていただければとか、地域包括支援センターとか来ていただければよろしいんでしょうけど、市役所に相談に行ってもいいものかどうなのかも分からないような状態の方が実際は多いでございます。

先ほど答弁書の中で、障がいのある方とか、相談支援事業として基幹相談支援センターを設置しているということではございましたけど、例えばですけど、その相談支援センターの機能を拡充して、もうちょっと、さっき言いましたような福祉総合的な窓口として、いろんなお困り事はここにみたい、市民の方がどこに行けばいいのか、相談していいのかどうかもよう分からんというのがないように、やっぱりそういう、今、例えばですけど、そういう機能を持たせた窓口、今後、いろいろ窓口の在り方も検討していくということでは御答弁いただきましたけど、改めて市に相談に行ってもいいかも分からないような方たちのためにも、やはり分かりやすい、どんとここに来たら大丈夫ですよというのが必要じゃないかなと思いますので、何度も重ねての質問になりますけど、その辺りちょっとお答えいただいてよろしいでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

田中保健福祉部長兼福祉事務所長。

○保健福祉部長兼福祉事務所長（田中聡美君）

今お話ありましたとおり、やはり市民サービスという観点からは、心配事があったら、あそこに行けばまず話が聞いてもらえる、どこに行けばいいかというのが分かりやすい窓口というのは、サービスという観点から必要になってくるかと思います。

今、説明の中にもありました、そういう基幹相談支援センターでありますとか、くらしの

困りごと相談室でありますとか、そういったところの機能の在り方も含めまして、福祉分野の窓口の在り方というのを少しいろいろ研究させていただきながら改善の方向に向かえればと思います。ちょっとすぐ対応というのは厳しいかと思いますが、改善の余地はあるかと思うので、また検討させていただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

6 番奥蘭由美子君。

○6 番（奥蘭由美子君）

改善の余地があるということで、今後、検討していただくということで御答弁いただきましたので、この部分では本当に誰もが安心して暮らせるみやま市にさせていただくためにも、先ほど言いましたように、まずは相談体制の強化、窓口の在り方も含めて図っていただくことが必要かなと思いますので、ぜひその窓口の在り方を含めた今後の相談体制の強化についても御検討いただいて、しっかりと取り組んでいただければと思います。

今後、ますます皆さんが安心して住めるみやま市になることを期待して、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、次の本会議は6月19日となっておりますので、皆さん方には御承知おきをお願いしておきたいと思います。

午後4時00分 散会